

改正後

改正前

(1 別表一(一))

(1 別表一(一))

OCR入力用 : この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。 (法) F B 0 6 0 3

平成 年 月 日 税務署長殿

納税地 電話 () -

法人名 法人番号

代表者 住所

青色申告 一連番号

整理番号 事業年度(至) 売上金額 申告年月日

同非区分 同非区分 同非区分

添付書類

平成 年 月 日 事業年度分の法人税申告書 申告書 送付要否

平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税申告書 申告書 送付要否

この申告書による法人税額の計算

所得金額又は欠損金額(別表四「48」の①)	1				
法人税額(54)又は(55)	2				
法人税額の特別控除額(54)又は(55)の特別控除額	3				
差引法人税額(2)-(3)	4				
土地譲渡税額(別表三「27」)	5			0	0
同上に対する税額(21)+(22)+(23)	6			0	0
留保税額(別表三「41」)	7			0	0
同上に対する税額(別表三「49」)	8			0	0
法人税額計(4)+(5)+(7)+(9)	9			0	0
仮払経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	10				
控除税額(10)-(11)の95%未満の額	11				
差引所得に対する法人税額(10)-(11)-(12)	12			0	0
中期申告分の法人税額	13			0	0
法人税額(13)-(14)の合計	14			0	0

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準額(40)-(41)の95%未満の額	32				
課税標準額(40)-(41)の95%未満の額	33				
課税標準額(40)-(41)の95%未満の額	34			0	0
地方法人税額(58)	35			0	0
留保税額(59)	36			0	0
所得地方法人税額(35)+(36)	37			0	0
外国税額の控除額(別表六「50」)	38				
仮払経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	39				
差引地方法人税額(37)-(38)-(39)	40			0	0
中期申告分の地方法人税額	41			0	0
法人税額(40)-(41)の合計	42			0	0

法0201-0101

税理士 署名押印

OCR入力用 : この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。 (法) F B 0 6 0 3

平成 年 月 日 税務署長殿

納税地 電話 () -

法人名 法人番号

代表者 住所

青色申告 一連番号

整理番号 事業年度(至) 売上金額 申告年月日

同非区分 同非区分 同非区分

添付書類

平成 年 月 日 事業年度分の法人税申告書 申告書 送付要否

平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税申告書 申告書 送付要否

この申告書による法人税額の計算

所得金額又は欠損金額(別表四「47」の①)	1				
法人税額(54)又は(55)	2				
法人税額の特別控除額(54)又は(55)の特別控除額	3				
差引法人税額(2)-(3)	4				
土地譲渡税額(別表三「27」)	5			0	0
同上に対する税額(21)+(22)+(23)	6			0	0
留保税額(別表三「41」)	7			0	0
同上に対する税額(別表三「49」)	8			0	0
法人税額計(4)+(5)+(7)+(9)	9			0	0
仮払経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	10				
控除税額(10)-(11)の95%未満の額	11				
差引所得に対する法人税額(10)-(11)-(12)	12			0	0
中期申告分の法人税額	13			0	0
法人税額(13)-(14)の合計	14			0	0

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準額(40)-(41)の95%未満の額	32				
課税標準額(40)-(41)の95%未満の額	33				
課税標準額(40)-(41)の95%未満の額	34			0	0
地方法人税額(58)	35			0	0
留保税額(59)	36			0	0
所得地方法人税額(35)+(36)	37			0	0
外国税額の控除額(別表六「50」)	38				
仮払経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	39				
差引地方法人税額(37)-(38)-(39)	40			0	0
中期申告分の地方法人税額	41			0	0
法人税額(40)-(41)の合計	42			0	0

法0201-0101

税理士 署名押印

別表一(一) 普通法人(特定の医療法人を除く)、一社団法人等及び人格のない社団等の分(平二十九・四・一)以後終了事業年度等分

別表一(一) 普通法人(特定の医療法人を除く)、一社団法人等及び人格のない社団等の分(平二十八・四・一)以後終了事業年度等分(平二十八・一・一)以後開始事業年度等分

改正後

(2 別表一 (一) 次葉)

		事業 年度等	法人名		
法人税額の計算					
中小法人等の場合	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	48	000	(48)の15%相当額	52
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額(1)-(48)	49	000	(49)の23.4%相当額	53
	所得金額(48)+(49)	50	000	法人税額(52)+(53)	54
	所得金額(1)	51	000	法人税額(51)の23.4%相当額	55
地方法人税額の計算					
	所得の金額に対する法人税額(52)	56	000	(56)の4.4%相当額	58
	課税留保金額に対する法人税額(53)	57	000	(57)の4.4%相当額	59
この申告が修正申告である場合の計算					
法人申告額の計算	所得金額又は欠損金額	60		所得の金額に対する法人税額	68
	課税土地譲渡利益金額	61		課税留保金額に対する法人税額	69
	課税留保金額	62		課税標準法人税額(68)+(69)	70
	法人税額	63		確定地方法人税額	71
	還付金額	64	外	中間還付額	72
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((63-64)若しくは((63+64)又は(64-67))	65	外	00	欠損金の繰戻しによる還付金額
この申告前の	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	66		この申告により納付すべき地方法人税額((72-73)若しくは((72+73+73)又は((72-73)+(73-73の外額)))	74
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	67			

法 0301-0101-次

別表一(一)次葉 平二十九・四・一以後終了事業年度等分

改正前

(2 別表一 (一) 次葉)

		事業 年度等	法人名		
法人税額の計算					
中小法人等の場合	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	48	000	(48)の15%相当額	52
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額(1)-(48)	49	000	(49)の23.9%又は23.4%相当額	53
	所得金額(48)+(49)	50	000	法人税額(52)+(53)	54
	所得金額(1)	51	000	法人税額(51)の23.9%又は23.4%相当額	55
地方法人税額の計算					
	所得の金額に対する法人税額(52)	56	000	(56)の4.4%相当額	58
	課税留保金額に対する法人税額(53)	57	000	(57)の4.4%相当額	59
この申告が修正申告である場合の計算					
法人申告額の計算	所得金額又は欠損金額	60		所得の金額に対する法人税額	68
	課税土地譲渡利益金額	61		課税留保金額に対する法人税額	69
	課税留保金額	62		課税標準法人税額(68)+(69)	70
	法人税額	63		確定地方法人税額	71
	還付金額	64	外	中間還付額	72
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((63-64)若しくは((63+64)又は(64-67))	65	外	00	欠損金の繰戻しによる還付金額
この申告前の	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	66		この申告により納付すべき地方法人税額((72-73)若しくは((72+73+73)又は((72-73)+(73-73の外額)))	74
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	67			

法 0301-0101-次

別表一(一)次葉 平二十八・四・一以後終了事業年度等分

改正後

(4 別表一(二)次葉)

		事業 年度等	法人名				
法人税額の計算							
特例税率の適用がある場合	(1)のうち800万円相当額以下の金額 $800万円 \times \frac{1}{12}$	35	000	(35)の15%相当額	42		
	(1)のうち(35)を超え年10億円相当額以下の金額 $99,200万円 \times \frac{1}{12}$	36	000	(36)の19%相当額	43		
	(1)のうち年10億円相当額を超える金額 $(1)-10億円 \times \frac{1}{12}$	37	000	(37)の22%相当額	44		
	所得金額 (35)+(36)+(37)	38	000	法人税額 (42)+(43)+(44)	45		
上記以外の場合	(1)の金額又は $800万円 \times \frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	39	000	(39)の15%相当額	46		
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1)-(39)	40	000	(40)の19%相当額	47		
	所得金額 (39)+(40)	41	000	法人税額 (46)+(47)	48		
地方法人税額の計算							
課税標準法人税額 (7)	49	000	(49)の4.4%相当額	50			
この申告が修正申告である場合の計算							
法人税額の計算	この申告前の	所得金額又は欠損金額	51	この申告前の 地方法人税額の計算	この申告前の 課税標準法人税額	58	000
		課税土地譲渡利益金額	52		確定地方法人税額	59	
		法人税額	53		欠損金の繰戻しによる還付金額	60	
		還付金額	54		外	この申告により納付すべき地方法人税額 (50-59)若しくは(50+60)又は(60-(52)の外額)	61
この申告前の	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (50-53)若しくは(50+54)又は(54-52)	55	00	外			
	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	56					
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	57					

別表一(二)次葉 平二十九・四・一以後終了事業年度等分

改正前

(4 別表一(二)次葉)

		事業 年度等	法人名				
法人税額の計算							
特例税率の適用がある場合	(1)のうち800万円相当額以下の金額 $800万円 \times \frac{1}{12}$	35	000	(35)の15%相当額	42		
	(1)のうち(35)を超え年10億円相当額以下の金額 $99,200万円 \times \frac{1}{12}$	36	000	(36)の19%相当額	43		
	(1)のうち年10億円相当額を超える金額 $(1)-10億円 \times \frac{1}{12}$	37	000	(37)の22%相当額	44		
	所得金額 (35)+(36)+(37)	38	000	法人税額 (42)+(43)+(44)	45		
上記以外の場合	(1)の金額又は $800万円 \times \frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	39	000	(39)の15%相当額	46		
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1)-(39)	40	000	(40)の19%相当額	47		
	所得金額 (39)+(40)	41	000	法人税額 (46)+(47)	48		
地方法人税額の計算							
課税標準法人税額 (7)	49	000	(49)の4.4%相当額	50			
この申告が修正申告である場合の計算							
法人税額の計算	この申告前の	所得金額又は欠損金額	51	この申告前の 地方法人税額の計算	この申告前の 課税標準法人税額	58	000
		課税土地譲渡利益金額	52		確定地方法人税額	59	
		法人税額	53		欠損金の繰戻しによる還付金額	60	
		還付金額	54		外	この申告により納付すべき地方法人税額 (50-59)若しくは(50+60)又は(60-(52)の外額)	61
この申告前の	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (50-53)若しくは(50+54)又は(54-52)	55	00	外			
	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	56					
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	57					

別表一(二)次葉 平二十八・四・一以後終了事業年度等分

(5 別表一 (三))

OCR入力用 この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

法

FB0803

納税地、法人名、代表者住所、事業種目、申告書提出の有無、青色申告一連番号、整理番号、事業年度、売上金額、申告年月日、通達日付、確定申告、申告区分

平成 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
課税事業年度分の地方法人税 申告書
(中間申告の場合 平成 年 月 日)
(中間申告の場合 平成 年 月 日)
税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

この申告書による法人税額の計算

Table with 14 columns for tax calculation: 所得金額又は欠損金額, 法人税額, 法人税額の特別控除額, 差引法人税額, リース特別控除取戻額, 土庫課税土地譲渡利益金額, 中間申告分の法人税額, 法人税額計, 仮払管理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額, 控除税額, 差引所得に対する法人税額, 中間申告分の法人税額, 繰上納付金, 繰上納付金

この申告書による地方法人税額の計算

Table with 14 columns for local tax calculation: 課税標準法人税額, 所得地方法人税額, 外国税額の控除額, 仮払管理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額, 差引地方法人税額, 中間申告分の地方法人税額, 差引確定地方法人税額, 繰上納付金, 繰上納付金

決算確定の日 平成 年 月 日
法 001-0103
税理士署名押印

別表一(三) 特定の医療法人の分.....平二十九・四・一以後終了事業年度等分

(5 別表一 (三))

OCR入力用 この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

法

FB0803

納税地、法人名、代表者住所、事業種目、申告書提出の有無、青色申告一連番号、整理番号、事業年度、売上金額、申告年月日、通達日付、確定申告、申告区分

平成 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
課税事業年度分の地方法人税 申告書
(中間申告の場合 平成 年 月 日)
(中間申告の場合 平成 年 月 日)
税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

この申告書による法人税額の計算

Table with 14 columns for tax calculation: 所得金額又は欠損金額, 法人税額, 法人税額の特別控除額, 差引法人税額, リース特別控除取戻額, 土庫課税土地譲渡利益金額, 中間申告分の法人税額, 法人税額計, 仮払管理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額, 控除税額, 差引所得に対する法人税額, 中間申告分の法人税額, 繰上納付金, 繰上納付金

この申告書による地方法人税額の計算

Table with 14 columns for local tax calculation: 課税標準法人税額, 所得地方法人税額, 外国税額の控除額, 仮払管理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額, 差引地方法人税額, 中間申告分の地方法人税額, 差引確定地方法人税額, 繰上納付金, 繰上納付金

決算確定の日 平成 年 月 日
法 001-0103
税理士署名押印

別表一(三) 特定の医療法人の分.....平二十八・四・一以後終了事業年度等分(平二十八・一・一以後開始事業年度等用)

改正後

(6 別表一(三)次葉)

事業 年度等		法人名					
法人税額の計算							
(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	40	000	(40)の15%相当額	43			
(1)のうち年800万円 相当額を超える金額 (1) - (40)	41	000	(41)の19%相当額	44			
所得金額 (40) + (41)	42	000	法人税額 (43) + (44)	45			
地方法人税額の計算							
課税標準法人税額 (45)	46	000	(46)の4.4%相当額	47			
この申告が修正申告である場合の計算							
法の 申告 税 前 の 額 の 計 算	所得金額又は欠損金額	48	地 方 法 人 税 前 の 計 算	この申告により納付すべき法人税額	55	000	
	課税土地譲渡利益金額	49		確定地方法人税額	56		
	法人税額	50		中間還付額	57		
	還付金額	51		外	欠損金の繰戻しによる 還付金額	58	
	この申告により納付すべき法人税額 又は減少する還付請求税額 (50-56)若しくは(50+56)又は (50-58)	52		外	この申告により納付すべき 地方法人税額 (56-58)若しくは(56+58) 又は((50-57)+(58-(37の外額)))	59	00
この 申告 前 の	欠損金又は災害損失金等 の当期控除額	53					
	翌期へ繰り越す欠損金 又は災害損失金	54					

法 0301-0103-次

別表一(三)次葉 平二十九・四・一以後終了事業年度等分

改正前

(6 別表一(三)次葉)

事業 年度等		法人名					
法人税額の計算							
(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	40	000	(40)の15%相当額	43			
(1)のうち年800万円 相当額を超える金額 (1) - (40)	41	000	(41)の19%相当額	44			
所得金額 (40) + (41)	42	000	法人税額 (43) + (44)	45			
地方法人税額の計算							
課税標準法人税額 (45)	46	000	(46)の4.4%相当額	47			
この申告が修正申告である場合の計算							
法の 申告 税 前 の 額 の 計 算	所得金額又は欠損金額	48	地 方 法 人 税 前 の 計 算	この申告により納付すべき法人税額	55	000	
	課税土地譲渡利益金額	49		確定地方法人税額	56		
	法人税額	50		中間還付額	57		
	還付金額	51		外	欠損金の繰戻しによる 還付金額	58	
	この申告により納付すべき法人税額 又は減少する還付請求税額 (50-56)若しくは(50+56)又は (50-58)	52		外	この申告により納付すべき 地方法人税額 (56-58)若しくは(56+58) 又は((50-57)+(58-(37の外額)))	59	00
この 申告 前 の	欠損金又は災害損失金等 の当期控除額	53					
	翌期へ繰り越す欠損金 又は災害損失金	54					

法 0301-0103-次

別表一(三)次葉 平二十八・四・一以後終了事業年度等分

(7 別表一の二(一))

連

平成 年 月 日 税務署長殿

納税地 電話() -

フリガナ 連結親法人名 法人番号

フリガナ 代表者 住所

フリガナ 代表者 住所

平成 年 月 日 連結事業年度分の法人税 申告書

平成 年 月 日 課税事業年度分の地方税法 申告書

この申告書による法人税額の計算

連結所得金額又は連結欠損金額	1	十億 百万 千 円	
法人税額	2		
差引法人税額	3		
控除した金額	4		
控除されなかった金額	5		
土地譲渡税額	6		000
同上に対する税額	7		000
課税連結留保金額	8		000
同上に対する税額	9		000
法人税額計	10		000
控除税額	11		000
差引連結所得に対する法人税額	12		000
連結中間申告分の法人税額	13		000
差引確定(連結中間申告分の法人税額を差し引いた)法人税額	14		000
課税所得金額に対する法人税額	15		000

この申告書による地方税法額額の計算

課税所得金額に対する法人税額	32		
課税所得金額に対する法人税額	33		
課税標準法人税額	34		000
地方税法額	35		000
課税連結留保金額に係る地方税法額	36		000
所得地方税法額	37		000
外国税額の控除額	38		000
差引地方税法額	39		000
中間申告分の地方税法額	40		000
差引確定(中間申告分の地方税法額を差し引いた)地方税法額	41		000
課税所得金額に対する地方税法額	42		000

この申告書による地方税法額額の計算

この申告による課税金額	43		
この申告による法人税額	44		
この申告による地方税法額	45		
この申告による法人税額	46		000
この申告による地方税法額	47		000

銀行 本店・支店 郵便局名等

金庫・組合 出張所 預金

農協・漁協 本所・支所

税務署署長 署名 押印

(7 別表一の二(一))

連

平成 年 月 日 税務署長殿

納税地 電話() -

フリガナ 連結親法人名 法人番号

フリガナ 代表者 住所

フリガナ 代表者 住所

平成 年 月 日 連結事業年度分の法人税 申告書

平成 年 月 日 課税事業年度分の地方税法 申告書

この申告書による法人税額の計算

連結所得金額又は連結欠損金額	1	十億 百万 千 円	
法人税額	2		
差引法人税額	3		
控除した金額	4		
控除されなかった金額	5		
土地譲渡税額	6		000
同上に対する税額	7		000
課税連結留保金額	8		000
同上に対する税額	9		000
法人税額計	10		000
控除税額	11		000
差引連結所得に対する法人税額	12		000
連結中間申告分の法人税額	13		000
差引確定(連結中間申告分の法人税額を差し引いた)法人税額	14		000
課税所得金額に対する法人税額	15		000

この申告書による地方税法額額の計算

この申告による課税金額	43		
この申告による法人税額	44		
この申告による地方税法額	45		
この申告による法人税額	46		000
この申告による地方税法額	47		000

銀行 本店・支店 郵便局名等

金庫・組合 出張所 預金

農協・漁協 本所・支所

税務署署長 署名 押印

改 正 後

(8 別表一の二 (一) 次葉)

		連 結 事 業 年 度 等	・ ・ ・	法 人 名		
法 人 税 額 の 計 算						
連 結 親 法 人 が 中 小 法 人 の 場 合 そ 法 人 の 他 の 場 合	(1) の 金 額 又 は 800 万 円 × $\frac{12}{12}$ 相 当 額 の うち 少 ない 金 額	48	000	(48) の 15 % 相 当 額	52	
	(1) の うち 年 800 万 円 相 当 額 を 超 え る 金 額 (1) - (48)	49	000	(49) の 23.4 % 相 当 額	53	
	連 結 所 得 金 額 (48) + (49)	50	000	法 人 税 額 (52) + (53)	54	
	連 結 所 得 金 額 (1)	51	000	法 人 税 額 (51) の 23.4% 相 当 額	55	
地 方 法 人 税 額 の 計 算						
連 結 所 得 の 金 額 に 対 す る 法 人 税 額 (52)	56	000	(56) の 4.4 % 相 当 額	58		
課 税 連 結 留 保 金 額 に 対 す る 法 人 税 額 (53)	57	000	(57) の 4.4 % 相 当 額	59		
こ の 申 告 が 修 正 申 告 で あ る 場 合 の 計 算						
法 人 申 告 前 の 計 算	連 結 所 得 金 額 又 は 連 結 欠 損 金 額	60		連 結 所 得 の 金 額 に 対 す る 法 人 税 額	68	
	課 税 土 地 譲 渡 利 益 金 額	61		課 税 連 結 留 保 金 額 に 対 す る 法 人 税 額	69	
	課 税 連 結 留 保 金 額	62		課 税 標 準 法 人 税 額 (68) + (69)	70	000
	法 人 税 額	63		確 定 地 方 法 人 税 額	71	
	還 付 金 額	64	外	中 間 還 付 額	72	
	こ の 申 告 に よ り 納 付 す べ き 法 人 税 額 又 は 減 少 す る 還 付 請 求 税 額 (63 - 64) 若 し く は (63 + 64) 又 は (64 - 63)	65	00	欠 損 金 の 繰 戻 し に よ る 還 付 金 額	73	
こ の 申 告 前 の 計 算	連 結 欠 損 金 の 当 期 控 除 額	66		こ の 申 告 に よ り 納 付 す べ き 地 方 法 人 税 額 (71 - 72) 若 し く は (71 + 72 + 73) 又 は ((72 - 64) + (73 - (64 外 額)))	74	00
	翌 期 へ 繰 り 越 す 連 結 欠 損 金	67				

別表一の二(一)次葉 平二十九・四・一以後終了連結事業年度等分

改 正 前

(8 別表一の二 (一) 次葉)

		連 結 事 業 年 度 等	・ ・ ・	法 人 名		
法 人 税 額 の 計 算						
連 結 親 法 人 が 中 小 法 人 の 場 合 そ 法 人 の 他 の 場 合	(1) の 金 額 又 は 800 万 円 × $\frac{12}{12}$ 相 当 額 の うち 少 ない 金 額	48	000	(48) の 15 % 相 当 額	52	
	(1) の うち 年 800 万 円 相 当 額 を 超 え る 金 額 (1) - (48)	49	000	(49) の 23.9 % 又 は 23.4 % 相 当 額	53	
	連 結 所 得 金 額 (48) + (49)	50	000	法 人 税 額 (52) + (53)	54	
	連 結 所 得 金 額 (1)	51	000	法 人 税 額 (51) の 23.9% 又 は 23.4% 相 当 額	55	
地 方 法 人 税 額 の 計 算						
連 結 所 得 の 金 額 に 対 す る 法 人 税 額 (52)	56	000	(56) の 4.4 % 相 当 額	58		
課 税 連 結 留 保 金 額 に 対 す る 法 人 税 額 (53)	57	000	(57) の 4.4 % 相 当 額	59		
こ の 申 告 が 修 正 申 告 で あ る 場 合 の 計 算						
法 人 申 告 前 の 計 算	連 結 所 得 金 額 又 は 連 結 欠 損 金 額	60		連 結 所 得 の 金 額 に 対 す る 法 人 税 額	68	
	課 税 土 地 譲 渡 利 益 金 額	61		課 税 連 結 留 保 金 額 に 対 す る 法 人 税 額	69	
	課 税 連 結 留 保 金 額	62		課 税 標 準 法 人 税 額 (68) + (69)	70	000
	法 人 税 額	63		確 定 地 方 法 人 税 額	71	
	還 付 金 額	64	外	中 間 還 付 額	72	
	こ の 申 告 に よ り 納 付 す べ き 法 人 税 額 又 は 減 少 す る 還 付 請 求 税 額 (63 - 64) 若 し く は (63 + 64) 又 は (64 - 63)	65	00	欠 損 金 の 繰 戻 し に よ る 還 付 金 額	73	
こ の 申 告 前 の 計 算	連 結 欠 損 金 の 当 期 控 除 額	66		こ の 申 告 に よ り 納 付 す べ き 地 方 法 人 税 額 (71 - 72) 若 し く は (71 + 72 + 73) 又 は ((72 - 64) + (73 - (64 外 額)))	74	00
	翌 期 へ 繰 り 越 す 連 結 欠 損 金	67				

別表一の二(一)次葉 平二十八・四・一以後終了連結事業年度等分

改正後

(10 別表一の二(二)次葉)

		連 結 事 業 年 度 等	・ ・ ・	法人名				
法 人 税 額 の 計 算								
特例税率の適用がある場合	(1)のうち年800万円相当額以下の金額 $800万円 \times \frac{1}{12}$	35	000	(35)の16%相当額	42			
	(1)のうち09を超え年10億円相当額以下の金額 $99,200万円 \times \frac{1}{12}$	36	000	(36)の20%相当額	43			
	(1)のうち年10億円相当額を超える金額 $(1)-10億円 \times \frac{1}{12}$	37	000	(37)の22%相当額	44			
	連結所得金額 $(35)+(36)+(37)$	38	000	法人税額 $(42)+(43)+(44)$	45			
上記以外の場合	(1)の金額又は800万円 $\times \frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	39	000	(39)の16%相当額	46			
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 $(1) - (39)$	40	000	(40)の20%相当額	47			
	連結所得金額 $(39) + (40)$	41	000	法人税額 $(46) + (47)$	48			
地 方 法 人 税 額 の 計 算								
課税標準法人税額 (2)	49	000	(49)の4.4%相当額	50				
この申告が修正申告である場合の計算								
法人税額の計	この申告前の	連結所得金額又は連結欠損金額	51		この申告前の 地方法人税額の計算	課税標準法人税額	58	000
		課税土地譲渡利益金額	52			確定地方法人税額	59	
		法人税額	53			欠損金の繰戻しによる還付金額	60	
		還付金額	54	外		この申告により納付すべき地方法人税額 $(50)-(59)$ 若しくは $(50)+(60)$ 又は $(50)-(52)$ 外勤)	61	00
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 $(51)-(53)$ 若しくは $(51)+(54)$ 又は $(54)-(52)$	55	00					
この申告前の	連結欠損金の当期控除額	56						
	翌期へ繰り越す連結欠損金	57						

改正前

(10 別表一の二(二)次葉)

		連 結 事 業 年 度 等	・ ・ ・	法人名				
法 人 税 額 の 計 算								
特例税率の適用がある場合	(1)のうち年800万円相当額以下の金額 $800万円 \times \frac{1}{12}$	35	000	(35)の16%相当額	42			
	(1)のうち09を超え年10億円相当額以下の金額 $99,200万円 \times \frac{1}{12}$	36	000	(36)の20%相当額	43			
	(1)のうち年10億円相当額を超える金額 $(1)-10億円 \times \frac{1}{12}$	37	000	(37)の22%相当額	44			
	連結所得金額 $(35)+(36)+(37)$	38	000	法人税額 $(42)+(43)+(44)$	45			
上記以外の場合	(1)の金額又は800万円 $\times \frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	39	000	(39)の16%相当額	46			
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 $(1) - (39)$	40	000	(40)の20%相当額	47			
	連結所得金額 $(39) + (40)$	41	000	法人税額 $(46) + (47)$	48			
地 方 法 人 税 額 の 計 算								
課税標準法人税額 (2)	49	000	(49)の4.4%相当額	50				
この申告が修正申告である場合の計算								
法人税額の計	この申告前の	連結所得金額又は連結欠損金額	51		この申告前の 地方法人税額の計算	課税標準法人税額	58	000
		課税土地譲渡利益金額	52			確定地方法人税額	59	
		法人税額	53			欠損金の繰戻しによる還付金額	60	
		還付金額	54	外		この申告により納付すべき地方法人税額 $(50)-(59)$ 若しくは $(50)+(60)$ 又は $(50)-(52)$ 外勤)	61	00
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 $(51)-(53)$ 若しくは $(51)+(54)$ 又は $(54)-(52)$	55	00					
この申告前の	連結欠損金の当期控除額	56						
	翌期へ繰り越す連結欠損金	57						

別表一の二(二)次葉 平二十九・四・一以後終了連結事業年度等分

別表一の二(二)次葉 平二十八・四・一以後終了連結事業年度等分

(11 別表一の二 (三))

連

納税地 電話() -	連納税法人 整理番号	連納税申告 一連番号
フリガナ 連納税法人名	経理責任者 自署押印	連納税グループ 整理番号
法人番号	旧納税地及び 旧法人名等	連納税事業年度 (至)
フリガナ 代表者 自署押印	添付書類	売上金額
代表者 住所		申告年月日
		通商手続 申告区分

平成 年 月 日 連納税事業年度分の法人税 申告書
 課税事業年度分の地方法人税 申告書
 平成 年 月 日 (連納税申告の平成 年 月 日) 申告書
 (場合の計算期間 平成 年 月 日) 申告書

通商手続
提出の有無 (有) (無)

税理士法第30条
の書面提出有 (有) (無)

税理士法第33条
の2の書面提出有 (有) (無)

この申告書による法人税額の計算

1 連結所得金額又は 連結欠損金額 (別表四の二[55の①])	十億 百万 千 円	14 所得税の額 (別表六の二[60の①])	十億 百万 千 円
2 法人税額 (45)		15 外国税額 (別表六の二[16])	
3 法人税額の特別控除額 (別表六の二[21] + 別表六の二[22] + 別表六の二[23] + 別表六の二[24] + 別表六の二[25] + 別表六の二[26] + 別表六の二[27] + 別表六の二[28] + 別表六の二[29] + 別表六の二[30] + 別表六の二[31] + 別表六の二[32] + 別表六の二[33] + 別表六の二[34] + 別表六の二[35] + 別表六の二[36] + 別表六の二[37] + 別表六の二[38] + 別表六の二[39] + 別表六の二[40] + 別表六の二[41] + 別表六の二[42] + 別表六の二[43] + 別表六の二[44] + 別表六の二[45] + 別表六の二[46] + 別表六の二[47] + 別表六の二[48] + 別表六の二[49] + 別表六の二[50] + 別表六の二[51] + 別表六の二[52] + 別表六の二[53] + 別表六の二[54] + 別表六の二[55] + 別表六の二[56] + 別表六の二[57] + 別表六の二[58] + 別表六の二[59] + 別表六の二[60] + 別表六の二[61] + 別表六の二[62] + 別表六の二[63] + 別表六の二[64] + 別表六の二[65] + 別表六の二[66] + 別表六の二[67] + 別表六の二[68] + 別表六の二[69] + 別表六の二[70] + 別表六の二[71] + 別表六の二[72] + 別表六の二[73] + 別表六の二[74] + 別表六の二[75] + 別表六の二[76] + 別表六の二[77] + 別表六の二[78] + 別表六の二[79] + 別表六の二[80] + 別表六の二[81] + 別表六の二[82] + 別表六の二[83] + 別表六の二[84] + 別表六の二[85] + 別表六の二[86] + 別表六の二[87] + 別表六の二[88] + 別表六の二[89] + 別表六の二[90] + 別表六の二[91] + 別表六の二[92] + 別表六の二[93] + 別表六の二[94] + 別表六の二[95] + 別表六の二[96] + 別表六の二[97] + 別表六の二[98] + 別表六の二[99] + 別表六の二[100])			
4 差引法人税額 (2) - (3)		16 計 (14) + (15)	
5 連結納税の承認を取り消された 場合における差引法人税額 の調整額		17 控除した金額 (10)	
6 課税土地譲渡利益金額 (別表三の二[24] + 別表三の二[25] + 別表三の二[26] + 別表三の二[27] + 別表三の二[28] + 別表三の二[29] + 別表三の二[30] + 別表三の二[31] + 別表三の二[32] + 別表三の二[33] + 別表三の二[34] + 別表三の二[35] + 別表三の二[36] + 別表三の二[37] + 別表三の二[38] + 別表三の二[39] + 別表三の二[40] + 別表三の二[41] + 別表三の二[42] + 別表三の二[43] + 別表三の二[44] + 別表三の二[45] + 別表三の二[46] + 別表三の二[47] + 別表三の二[48] + 別表三の二[49] + 別表三の二[50] + 別表三の二[51] + 別表三の二[52] + 別表三の二[53] + 別表三の二[54] + 別表三の二[55] + 別表三の二[56] + 別表三の二[57] + 別表三の二[58] + 別表三の二[59] + 別表三の二[60] + 別表三の二[61] + 別表三の二[62] + 別表三の二[63] + 別表三の二[64] + 別表三の二[65] + 別表三の二[66] + 別表三の二[67] + 別表三の二[68] + 別表三の二[69] + 別表三の二[70] + 別表三の二[71] + 別表三の二[72] + 別表三の二[73] + 別表三の二[74] + 別表三の二[75] + 別表三の二[76] + 別表三の二[77] + 別表三の二[78] + 別表三の二[79] + 別表三の二[80] + 別表三の二[81] + 別表三の二[82] + 別表三の二[83] + 別表三の二[84] + 別表三の二[85] + 別表三の二[86] + 別表三の二[87] + 別表三の二[88] + 別表三の二[89] + 別表三の二[90] + 別表三の二[91] + 別表三の二[92] + 別表三の二[93] + 別表三の二[94] + 別表三の二[95] + 別表三の二[96] + 別表三の二[97] + 別表三の二[98] + 別表三の二[99] + 別表三の二[100])			
7 同上に対する税額 減額 (19) + (20) + (21)		18 控除しなかった金額 (16) - (17)	
8 法人税額計 (4) + (5) + (7)		19 土地譲渡税額 (別表三の二[27])	0
9 仮経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除法人税額		20 同上 (別表三の二[28])	0
10 控除税額 (10) - (9) + (10)の少額金額		21 課税土地譲渡利益金額 (別表三の二[24] + 別表三の二[25] + 別表三の二[26] + 別表三の二[27] + 別表三の二[28] + 別表三の二[29] + 別表三の二[30] + 別表三の二[31] + 別表三の二[32] + 別表三の二[33] + 別表三の二[34] + 別表三の二[35] + 別表三の二[36] + 別表三の二[37] + 別表三の二[38] + 別表三の二[39] + 別表三の二[40] + 別表三の二[41] + 別表三の二[42] + 別表三の二[43] + 別表三の二[44] + 別表三の二[45] + 別表三の二[46] + 別表三の二[47] + 別表三の二[48] + 別表三の二[49] + 別表三の二[50] + 別表三の二[51] + 別表三の二[52] + 別表三の二[53] + 別表三の二[54] + 別表三の二[55] + 別表三の二[56] + 別表三の二[57] + 別表三の二[58] + 別表三の二[59] + 別表三の二[60] + 別表三の二[61] + 別表三の二[62] + 別表三の二[63] + 別表三の二[64] + 別表三の二[65] + 別表三の二[66] + 別表三の二[67] + 別表三の二[68] + 別表三の二[69] + 別表三の二[70] + 別表三の二[71] + 別表三の二[72] + 別表三の二[73] + 別表三の二[74] + 別表三の二[75] + 別表三の二[76] + 別表三の二[77] + 別表三の二[78] + 別表三の二[79] + 別表三の二[80] + 別表三の二[81] + 別表三の二[82] + 別表三の二[83] + 別表三の二[84] + 別表三の二[85] + 別表三の二[86] + 別表三の二[87] + 別表三の二[88] + 別表三の二[89] + 別表三の二[90] + 別表三の二[91] + 別表三の二[92] + 別表三の二[93] + 別表三の二[94] + 別表三の二[95] + 別表三の二[96] + 別表三の二[97] + 別表三の二[98] + 別表三の二[99] + 別表三の二[100])	0
11 差引連結所得に対する法人税額 (8) - (9) - (10)	0	22 所得税額の還付金額 (18)	
12 連結中間申告分の 法人税額	0	23 連結中間納付額 (12) - (11)	
13 差引この特により納付すべき法人税額 (11) - (12) (連結中間申告の申告はその税額 とし、マイナスの場合は、(2)へ記入)	0	24 連結欠損金の繰戻し による還付請求税額	
		25 計 (22) + (23) + (24)	
		26 この申告による還付金額 (25)	
		27 この申告により納付 すべき法人税額又は 減少する還付請求税額 (52)	0
		28 連結欠損金等の当期控除額 (別表七の二[30計][32][16])	
		29 翌期へ繰り越す連結欠損金 (別表七の二[5の合計])	

この申告書による地方法人税額の計算

30 課税標準法人税額 (8) + (8の外書)	十億 百万 千 円	37 この申告による還付金額 (35) - (34)	十億 百万 千 円
31 所得地方法人税額 (47)		38 この申告前の 課税標準法人税額 (55)	0
32 外国税額の控除額 (別表六の二[20])		39 この申告により納付 すべき地方法人税額 (59)	0
33 仮経理に基づく過大申告の 更正に伴う控除地方法人税額			
34 差引地方法人税額 (31) - (32) - (33)	0		
35 中間申告分の地方法人税額	0		
36 差引確定地方法人税額 (34) - (35) (中間申告の申告はその税額とし、 マイナスの場合は、(37)へ記入)	0		

支払を受ける金融機関等
銀行 本店・支店 振込
金庫・組合 出張所 預金
農協・信託 本所・支所

口座番号 うち、銀行の
貯金口座番号

※ 税務署処理欄

法0301-0103-02

税理士
署名押印

(11 別表一の二 (三))

連

納税地 電話() -	連納税法人 整理番号	連納税申告 一連番号
フリガナ 連納税法人名	経理責任者 自署押印	連納税グループ 整理番号
法人番号	旧納税地及び 旧法人名等	連納税事業年度 (至)
フリガナ 代表者 自署押印	添付書類	売上金額
代表者 住所		申告年月日
		通商手続 申告区分

平成 年 月 日 連納税事業年度分の法人税 申告書
 課税事業年度分の地方法人税 申告書
 平成 年 月 日 (連納税申告の平成 年 月 日) 申告書
 (場合の計算期間 平成 年 月 日) 申告書

通商手続
提出の有無 (有) (無)

税理士法第30条
の書面提出有 (有) (無)

税理士法第33条
の2の書面提出有 (有) (無)

この申告書による法人税額の計算

1 連結所得金額又は 連結欠損金額 (別表四の二[55の①])	十億 百万 千 円	14 所得税の額 (別表六の二[60の①])	十億 百万 千 円
2 法人税額 (45)		15 外国税額 (別表六の二[16])	
3 法人税額の特別控除額 (別表六の二[21] + 別表六の二[22] + 別表六の二[23] + 別表六の二[24] + 別表六の二[25] + 別表六の二[26] + 別表六の二[27] + 別表六の二[28] + 別表六の二[29] + 別表六の二[30] + 別表六の二[31] + 別表六の二[32] + 別表六の二[33] + 別表六の二[34] + 別表六の二[35] + 別表六の二[36] + 別表六の二[37] + 別表六の二[38] + 別表六の二[39] + 別表六の二[40] + 別表六の二[41] + 別表六の二[42] + 別表六の二[43] + 別表六の二[44] + 別表六の二[45] + 別表六の二[46] + 別表六の二[47] + 別表六の二[48] + 別表六の二[49] + 別表六の二[50] + 別表六の二[51] + 別表六の二[52] + 別表六の二[53] + 別表六の二[54] + 別表六の二[55] + 別表六の二[56] + 別表六の二[57] + 別表六の二[58] + 別表六の二[59] + 別表六の二[60] + 別表六の二[61] + 別表六の二[62] + 別表六の二[63] + 別表六の二[64] + 別表六の二[65] + 別表六の二[66] + 別表六の二[67] + 別表六の二[68] + 別表六の二[69] + 別表六の二[70] + 別表六の二[71] + 別表六の二[72] + 別表六の二[73] + 別表六の二[74] + 別表六の二[75] + 別表六の二[76] + 別表六の二[77] + 別表六の二[78] + 別表六の二[79] + 別表六の二[80] + 別表六の二[81] + 別表六の二[82] + 別表六の二[83] + 別表六の二[84] + 別表六の二[85] + 別表六の二[86] + 別表六の二[87] + 別表六の二[88] + 別表六の二[89] + 別表六の二[90] + 別表六の二[91] + 別表六の二[92] + 別表六の二[93] + 別表六の二[94] + 別表六の二[95] + 別表六の二[96] + 別表六の二[97] + 別表六の二[98] + 別表六の二[99] + 別表六の二[100])			
4 差引法人税額 (2) - (3)		16 計 (14) + (15)	
5 連結納税の承認を取り消された 場合における差引法人税額 の調整額		17 控除した金額 (10)	
6 課税土地譲渡利益金額 (別表三の二[24] + 別表三の二[25] + 別表三の二[26] + 別表三の二[27] + 別表三の二[28] + 別表三の二[29] + 別表三の二[30] + 別表三の二[31] + 別表三の二[32] + 別表三の二[33] + 別表三の二[34] + 別表三の二[35] + 別表三の二[36] + 別表三の二[37] + 別表三の二[38] + 別表三の二[39] + 別表三の二[40] + 別表三の二[41] + 別表三の二[42] + 別表三の二[43] + 別表三の二[44] + 別表三の二[45] + 別表三の二[46] + 別表三の二[47] + 別表三の二[48] + 別表三の二[49] + 別表三の二[50] + 別表三の二[51] + 別表三の二[52] + 別表三の二[53] + 別表三の二[54] + 別表三の二[55] + 別表三の二[56] + 別表三の二[57] + 別表三の二[58] + 別表三の二[59] + 別表三の二[60] + 別表三の二[61] + 別表三の二[62] + 別表三の二[63] + 別表三の二[64] + 別表三の二[65] + 別表三の二[66] + 別表三の二[67] + 別表三の二[68] + 別表三の二[69] + 別表三の二[70] + 別表三の二[71] + 別表三の二[72] + 別表三の二[73] + 別表三の二[74] + 別表三の二[75] + 別表三の二[76] + 別表三の二[77] + 別表三の二[78] + 別表三の二[79] + 別表三の二[80] + 別表三の二[81] + 別表三の二[82] + 別表三の二[83] + 別表三の二[84] + 別表三の二[85] + 別表三の二[86] + 別表三の二[87] + 別表三の二[88] + 別表三の二[89] + 別表三の二[90] + 別表三の二[91] + 別表三の二[92] + 別表三の二[93] + 別表三の二[94] + 別表三の二[95] + 別表三の二[96] + 別表三の二[97] + 別表三の二[98] + 別表三の二[99] + 別表三の二[100])			
7 同上に対する税額 減額 (19) + (20) + (21)		18 控除しなかった金額 (16) - (17)	
8 法人税額計 (4) + (5) + (7)		19 土地譲渡税額 (別表三の二[27])	0
9 仮経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除法人税額		20 同上 (別表三の二[28])	0
10 控除税額 (10) - (9) + (10)の少額金額		21 課税土地譲渡利益金額 (別表三の二[24] + 別表三の二[25] + 別表三の二[26] + 別表三の二[27] + 別表三の二[28] + 別表三の二[29] + 別表三の二[30] + 別表三の二[31] + 別表三の二[32] + 別表三の二[33] + 別表三の二[34] + 別表三の二[35] + 別表三の二[36] + 別表三の二[37] + 別表三の二[38] + 別表三の二[39] + 別表三の二[40] + 別表三の二[41] + 別表三の二[42] + 別表三の二[43] + 別表三の二[44] + 別表三の二[45] + 別表三の二[46] + 別表三の二[47] + 別表三の二[48] + 別表三の二[49] + 別表三の二[50] + 別表三の二[51] + 別表三の二[52] + 別表三の二[53] + 別表三の二[54] + 別表三の二[55] + 別表三の二[56] + 別表三の二[57] + 別表三の二[58] + 別表三の二[59] + 別表三の二[60] + 別表三の二[61] + 別表三の二[62] + 別表三の二[63] + 別表三の二[64] + 別表三の二[65] + 別表三の二[66] + 別表三の二[67] + 別表三の二[68] + 別表三の二[69] + 別表三の二[70] + 別表三の二[71] + 別表三の二[72] + 別表三の二[73] + 別表三の二[74] + 別表三の二[75] + 別表三の二[76] + 別表三の二[77] + 別表三の二[78] + 別表三の二[79] + 別表三の二[80] + 別表三の二[81] + 別表三の二[82] + 別表三の二[83] + 別表三の二[84] + 別表三の二[85] + 別表三の二[86] + 別表三の二[87] + 別表三の二[88] + 別表三の二[89] + 別表三の二[90] + 別表三の二[91] + 別表三の二[92] + 別表三の二[93] + 別表三の二[94] + 別表三の二[95] + 別表三の二[96] + 別表三の二[97] + 別表三の二[98] + 別表三の二[99] + 別表三の二[100])	0
11 差引連結所得に対する法人税額 (8) - (9) - (10)	0	22 所得税額の還付金額 (18)	
12 連結中間申告分の 法人税額	0	23 連結中間納付額 (12) - (11)	
13 差引この特により納付すべき法人税額 (11) - (12) (連結中間申告の申告はその税額 とし、マイナスの場合は、(2)へ記入)	0	24 連結欠損金の繰戻し による還付請求税額	
		25 計 (22) + (23) + (24)	
		26 この申告による還付金額 (25)	
		27 この申告により納付 すべき法人税額又は 減少する還付請求税額 (52)	0
		28 連結欠損金等の当期控除額 (別表七の二[30計][32][16])	
		29 翌期へ繰り越す連結欠損金 (別表七の二[5の合計])	

この申告書による地方法人税額の計算

30 課税標準法人税額 (8) + (8の外書)	十億 百万 千 円	37 この申告による還付金額 (35) - (34)	十億 百万 千 円
31 所得地方法人税額 (47)		38 この申告前の 課税標準法人税額 (55)	0
32 外国税額の控除額 (別表六の二[20])		39 この申告により納付 すべき地方法人税額 (59)	0
33 仮経理に基づく過大申告の 更正に伴う控除地方法人税額			
34 差引地方法人税額 (31) - (32) - (33)	0		
35 中間申告分の地方法人税額	0		
36 差引確定地方法人税額 (34) - (35) (中間申告の申告はその税額とし、 マイナスの場合は、(37)へ記入)	0		

支払を受ける金融機関等
銀行 本店・支店 振込
金庫・組合 出張所 預金
農協・信託 本所・支所

口座番号 うち、銀行の
貯金口座番号

※ 税務署処理欄

法0301-0103-02

税理士
署名押印

別表一の二(三) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書(特定の医療法人の分...平二十八・四・一以後終了連結事業年度等分(平二十八・一・一以後開始連結事業年度等分))

改正後

(12 別表一の二 (三) 次葉)

連 結 事 業 年 度 等		法人名				
法人税額の計算						
(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	40	000	(40)の16%相当額	43		
(1)のうち年800万円相当額を超える金額(1)-(40)	41	000	(41)の20%相当額	44		
連結所得金額(40)+(41)	42	000	法人税額(43)+(44)	45		
地方法人税額の計算						
課税標準法人税額(45)	46	000	(46)の4.4%相当額	47		
この申告が修正申告である場合の計算						
この申告前の額	連結所得金額又は連結欠損金額	48	地方税法の税額の計	課税標準法人税額	55	000
	課税土地譲渡利益金額	49		確定地方法人税額	56	
	法人税額	50		中間還付額	57	
	還付金額	51		外	欠損金の繰戻しによる還付金額	58
この申告前の計	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(48-49)若しくは(48)+(50)又は(50-49)	52	外	この申告により納付すべき地方法人税額(49-56)若しくは(49+57+58)又は((57-58)+(58-(370外額)))	59	00
この申告前の計	連結欠損金の当期控除額	53				
	翌期へ繰り越す連結欠損金	54				

別表一の二(三)次葉 平二十九・四・一以後終了連結事業年度等分

改正前

(12 別表一の二 (三) 次葉)

連 結 事 業 年 度 等		法人名				
法人税額の計算						
(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	40	000	(40)の16%相当額	43		
(1)のうち年800万円相当額を超える金額(1)-(40)	41	000	(41)の20%相当額	44		
連結所得金額(40)+(41)	42	000	法人税額(43)+(44)	45		
地方法人税額の計算						
課税標準法人税額(45)	46	000	(46)の4.4%相当額	47		
この申告が修正申告である場合の計算						
この申告前の額	連結所得金額又は連結欠損金額	48	地方税法の税額の計	課税標準法人税額	55	000
	課税土地譲渡利益金額	49		確定地方法人税額	56	
	法人税額	50		中間還付額	57	
	還付金額	51		外	欠損金の繰戻しによる還付金額	58
この申告前の計	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(48-49)若しくは(48)+(50)又は(50-49)	52	外	この申告により納付すべき地方法人税額(49-56)若しくは(49+57+58)又は((57-58)+(58-(370外額)))	59	00
この申告前の計	連結欠損金の当期控除額	53				
	翌期へ繰り越す連結欠損金	54				

別表一の二(三)次葉 平二十八・四・一以後終了連結事業年度等分

(13 別表一の三)

OCR入力用 この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。



FB0901

Header information form including tax authority name, fiscal year, and company details.

別表一の三 各事業年度の所得に係る申告書(外国法人の分) 平成二十九・四・一以後終了事業年度等分

Declaration period and filing information section.

Main calculation table for corporate tax, columns 1-29.

Summary table for local corporate tax, columns 35-41.

Tax agent signature and stamp area.

(13 別表一の三)

OCR入力用 この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。



FB0901

Header information form (identical to the left page).

別表一の三 各事業年度の所得に係る申告書(外国法人の分) 平成二十八・四・一以後開始事業年度等分

Declaration period and filing information section.

Main calculation table for corporate tax, columns 1-29.

Summary table for local corporate tax, columns 35-41.

Tax agent signature and stamp area.

改正後

(14 別表一の三 次葉)

		事業年度等	法人名	別表一の三次葉 平二十九・四・一以後終了事業年度等分	
法人税額の計算					
恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に 係る法人税額の計算等	法人	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	44	円	000
		(1)のうち年800万円 相当額を超える金額 (1) - (44)	45	円	000
	中小法人等の場合	所得金額 (44) + (45)	46	円	000
		所得金額 (1)	47	円	000
	その他の国内源泉所得に係る所得の金額に 係る法人税額の計算等	(44)の15%相当額	48		
		(45)の23.4%相当額	49		
	計	法人税額 (48) + (49)	50		
		法人税額 (47)の23.4%相当額	51		
	控除	所得税の額 (別表六(一)「6の③」)	52		
		外国税額 (別表六の三「15」)	53		
計	計 (52) + (53)	54			
	恒久的施設帰属所得に係る 法人税額から控除した金額 (7)	55			
恒久的施設帰属所得に係る法人税額 から控除しきれなかった金額 (54) - (55)	所得税の額 (別表六(一)「13」)	56			
	所得税の額 (別表六(一)「6の③」)	57	円	000	
中小法人等の場合	(12)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	58	円	000	
	(12)のうち年800万円 相当額を超える金額 (12) - (57)	59	円	000	
その他の国内源泉所得に係る所得の金額に 係る法人税額の計算等	所得金額 (57) + (58)	60	円	000	
	所得金額 (12)	61	円	000	
計	(57)の15%相当額	62			
	(58)の23.4%相当額	63			
計	法人税額 (61) + (62)	64			
	法人税額 (60)の23.4%相当額	65			
控除	所得税の額 (別表六(一)「13」)	66			
	外国税額 (別表六の三「15」)	67			
計	計 (66) + (67)	68			
	恒久的施設帰属所得に係る 法人税額から控除した金額 (18)	69			
恒久的施設帰属所得に係る法人税額 から控除しきれなかった金額 (68) - (69)	所得税の額 (別表六(一)「13」)	70			
	所得税の額 (別表六(一)「6の③」)	71	円	000	
中小法人等の場合	(12)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	72	円	000	
	(12)のうち年800万円 相当額を超える金額 (12) - (71)	73	円	000	
その他の国内源泉所得に係る所得の金額に 係る法人税額の計算等	所得金額 (71) + (72)	74	円	000	
	所得金額 (12)	75	円	000	
計	(71)の15%相当額	76			
	(72)の23.4%相当額	77			
計	法人税額 (75) + (76)	78			
	法人税額 (74)の23.4%相当額	79			
控除	所得税の額 (別表六(一)「13」)	80			
	外国税額 (別表六の三「15」)	81			
計	計 (80) + (81)	82			
	恒久的施設帰属所得に係る 法人税額から控除した金額 (7)	83			
恒久的施設帰属所得に係る法人税額 から控除しきれなかった金額 (82) - (83)	所得税の額 (別表六(一)「13」)	84			
	所得税の額 (別表六(一)「6の③」)	85	円	000	
中小法人等の場合	(12)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	86	円	000	
	(12)のうち年800万円 相当額を超える金額 (12) - (85)	87	円	000	
その他の国内源泉所得に係る所得の金額に 係る法人税額の計算等	所得金額 (85) + (86)	88	円	000	
	所得金額 (12)	89	円	000	
計	(85)の15%相当額	90			
	(86)の23.4%相当額	91			
計	法人税額 (89) + (90)	92			
	法人税額 (88)の23.4%相当額	93			
控除	所得税の額 (別表六(一)「13」)	94			
	外国税額 (別表六の三「15」)	95			
計	計 (94) + (95)	96			
	恒久的施設帰属所得に係る 法人税額から控除した金額 (7)	97			
恒久的施設帰属所得に係る法人税額 から控除しきれなかった金額 (96) - (97)	所得税の額 (別表六(一)「13」)	98			
	所得税の額 (別表六(一)「6の③」)	99	円	000	
中小法人等の場合	(12)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	100	円	000	
	(12)のうち年800万円 相当額を超える金額 (12) - (99)	101	円	000	
その他の国内源泉所得に係る所得の金額に 係る法人税額の計算等	所得金額 (99) + (100)	102	円	000	
	所得金額 (12)	103	円	000	
計	(99)の15%相当額	104			
	(100)の23.4%相当額	105			
計	法人税額 (103) + (104)	106			
	法人税額 (102)の23.4%相当額	107			
控除	所得税の額 (別表六(一)「13」)	108			
	外国税額 (別表六の三「15」)	109			
計	計 (108) + (109)	110			
	恒久的施設帰属所得に係る 法人税額から控除した金額 (7)	111			
恒久的施設帰属所得に係る法人税額 から控除しきれなかった金額 (110) - (111)	所得税の額 (別表六(一)「13」)	112			
	所得税の額 (別表六(一)「6の③」)	113	円	000	
中小法人等の場合	(12)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	114	円	000	
	(12)のうち年800万円 相当額を超える金額 (12) - (113)	115	円	000	
その他の国内源泉所得に係る所得の金額に 係る法人税額の計算等	所得金額 (113) + (114)	116	円	000	
	所得金額 (12)	117	円	000	
計	(113)の15%相当額	118			
	(114)の23.4%相当額	119			
計	法人税額 (117) + (118)	120			
	法人税額 (116)の23.4%相当額	121			
控除	所得税の額 (別表六(一)「13」)	122			
	外国税額 (別表六の三「15」)	123			
計	計 (122) + (123)	124			
	恒久的施設帰属所得に係る 法人税額から控除した金額 (7)	125			
恒久的施設帰属所得に係る法人税額 から控除しきれなかった金額 (124) - (125)	所得税の額 (別表六(一)「13」)	126			
	所得税の額 (別表六(一)「6の③」)	127	円	000	
中小法人等の場合	(12)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	128	円	000	
	(12)のうち年800万円 相当額を超える金額 (12) - (127)	129	円	000	
その他の国内源泉所得に係る所得の金額に 係る法人税額の計算等	所得金額 (127) + (128)	130	円	000	
	所得金額 (12)	131	円	000	
計	(127)の15%相当額	132			
	(128)の23.4%相当額	133			
計	法人税額 (131) + (132)	134			
	法人税額 (130)の23.4%相当額	135			
控除	所得税の額 (別表六(一)「13」)	136			
	外国税額 (別表六の三「15」)	137			
計	計 (136) + (137)	138			
	恒久的施設帰属所得に係る 法人税額から控除した金額 (7)	139			
恒久的施設帰属所得に係る法人税額 から控除しきれなかった金額 (138) - (139)	所得税の額 (別表六(一)「13」)	140			
	所得税の額 (別表六(一)「6の③」)	141	円	000	
中小法人等の場合	(12)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	142	円	000	
	(12)のうち年800万円 相当額を超える金額 (12) - (141)	143	円	000	
その他の国内源泉所得に係る所得の金額に 係る法人税額の計算等	所得金額 (141) + (142)	144	円	000	
	所得金額 (12)	145	円	000	
計	(141)の15%相当額	146			
	(142)の23.4%相当額	147			
計	法人税額 (145) + (146)	148			
	法人税額 (144)の23.4%相当額	149			
控除	所得税の額 (別表六(一)「13」)	150			
	外国税額 (別表六の三「15」)	151			
計	計 (150) + (151)	152			
	恒久的施設帰属所得に係る 法人税額から控除した金額 (7)	153			
恒久的施設帰属所得に係る法人税額 から控除しきれなかった金額 (152) - (153)	所得税の額 (別表六(一)「13」)	154			
	所得税の額 (別表六(一)「6の③」)	155	円	000	
中小法人等の場合	(12)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	156	円	000	
	(12)のうち年800万円 相当額を超える金額 (12) - (155)	157	円	000	
その他の国内源泉所得に係る所得の金額に 係る法人税額の計算等	所得金額 (155) + (156)	158	円	000	
	所得金額 (12)	159	円	000	
計	(155)の15%相当額	160			
	(156)の23.4%相当額	161			
計	法人税額 (159) + (160)	162			
	法人税額 (158)の23.4%相当額	163			
控除	所得税の額 (別表六(一)「13」)	164			
	外国税額 (別表六の三「15」)	165			
計	計 (164) + (165)	166			
	恒久的施設帰属所得に係る 法人税額から控除した金額 (7)	167			
恒久的施設帰属所得に係る法人税額 から控除しきれなかった金額 (166) - (167)	所得税の額 (別表六(一)「13」)	168			
	所得税の額 (別表六(一)「6の③」)	169	円	000	
中小法人等の場合	(12)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	170	円	000	
	(12)のうち年800万円 相当額を超える金額 (12) - (169)	171	円	000	
その他の国内源泉所得に係る所得の金額に 係る法人税額の計算等	所得金額 (169) + (170)	172	円	000	
	所得金額 (12)	173	円	000	
計	(169)の15%相当額	174			
	(170)の23.4%相当額	175			
計	法人税額 (173) + (174)	176			
	法人税額 (172)の23.4%相当額	177			
控除	所得税の額 (別表六(一)「13」)	178			
	外国税額 (別表六の三「15」)	179			
計	計 (178) + (179)	180			
	恒久的施設帰属所得に係る 法人税額から控除した金額 (7)	181			
恒久的施設帰属所得に係る法人税額 から控除しきれなかった金額 (180) - (181)	所得税の額 (別表六(一)「13」)	182			
	所得税の額 (別表六(一)「6の③」)	183	円	000	
中小法人等の場合	(12)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	184	円	000	
	(12)のうち年800万円 相当額を超える金額 (12) - (183)	185	円	000	
その他の国内源泉所得に係る所得の金額に 係る法人税額の計算等	所得金額 (183) + (184)	186	円	000	
	所得金額 (12)	187	円	000	
計	(183)の15%相当額	188			
	(184)の23.4%相当額	189			
計	法人税額 (187) + (188)	190			
	法人税額 (186)の23.4%相当額	191			
控除	所得税の額 (別表六(一)「13」)	192			
	外国税額 (別表六の三「15」)	193			
計	計 (192) + (193)	194			
	恒久的施設帰属所得に係る 法人税額から控除した金額 (7)	195			
恒久的施設帰属所得に係る法人税額 から控除しきれなかった金額 (194) - (195)	所得税の額 (別表六(一)「13」)	196			
	所得税の額 (別表六(一)「6の③」)	197	円	000	
中小法人等の場合	(12)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	198	円	000	
	(12)のうち年800万円 相当額を超える金額 (12) - (197)	199	円	000	
その他の国内源泉所得に係る所得の金額に 係る法人税額の計算等	所得金額 (197) + (198)	200	円	000	
	所得金額 (12)	201	円	000	
計	(197)の15%相当額	202			
	(198)の23.4%相当額	203			
計	法人税額 (201) + (202)	204			
	法人税額 (200)の23.4%相当額	205			
控除	所得税の額 (別表六(一)「13」)	206			
	外国税額 (別表六の三「15」)	207			
計	計 (206) + (207)	208			
	恒久的施設帰属所得に係る 法人税額から控除した金額 (7)	209			
恒久的施設帰属所得に係る法人税額 から控除しきれなかった金額 (208) - (209)	所得税の額 (別表六(一)「13」)	210			
	所得税の額 (別表六(一)「6の③」)	211	円	000	
中小法人等の場合	(12)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	212	円	000	
	(12)のうち年800万円 相当額を超える金額 (12) - (211)	213	円	000	
その他の国内源泉所得に係る所得の金額に 係る法人税額の計算等	所得金額 (211) + (212)	214	円	000	
	所得金額 (12)	215	円	000	
計	(211)の15%相当額	216			
	(212)の23.4%相当額	217			
計	法人税額 (215) + (216)	218			
	法人税額 (214)の23.4%相当額	219			
控除	所得税の額 (別表六(一)「13」)	220			
	外国税額 (別表六の三「15」)	221			
計	計 (220) + (221)	222			
	恒久的施設帰属所得に係る 法人税額から控除した金額 (7)	223			
恒久的施設帰属所得に係る法人税額 から控除しきれなかった金額 (222) - (223)	所得税の額 (別表六(一)「13」)	224			
	所得税の額 (別表六(一)「6の③」)	225	円	000	
中小法人等の場合	(12)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	226	円	000	
	(12)のうち年800万円 相当額を超える金額 (12) - (225)	227	円	000	
その他の国内源泉所得に係る所得の金額に 係る法人税額の計算等	所得金額 (225) + (226)	228	円	000	
	所得金額 (12)	229	円	000	
計	(225)の15%相当額	230			
	(226)の23.4%相当額	231			
計	法人税額 (229) + (230)	232			
	法人税額 (228)の23.4%相当額	233			
控除	所得税の額 (別表六(一)「13」)	234			
	外国税額 (別表六の三「15」)	235			
計	計 (234) + (235)	236			
	恒久的施設帰属所得に係る 法人税額から控除した金額 (7)	237			
恒久的施設帰属所得に係る法人税額 から控除しきれなかった金額 (236) - (237)	所得税の額 (別表六(一)「13」)	238			
	所得税の額 (別表六(一)「6の③」)	239	円	000	
中小法人等の場合	(12)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	240	円	000	
	(12)のうち年800万円 相当額を超える金額 (12) - (239)	241	円	000	
その他の国内源泉所得に係る所得の金額に 係る法人税額の計算等	所得金額 (239) + (240)	242	円	000	
	所得金額 (12)	243	円	000	
計	(239)の15%相当額	244			
	(240)の23.4%相当額	245			
計	法人税額 (243) + (244)	246			
	法人税額 (242)の23.4%相当額	247			
控除	所得税の額 (別表六(一)「13」)	248			
	外国税額 (別表六の三「15」				

改 正 後

(15 別表三 (一))

Table with columns for business year, amount, and calculation steps. Includes sections for '特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書' and '課税留保金額'.

改 正 前

(15 別表三 (一))

Table with columns for business year, amount, and calculation steps. Includes sections for '特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書' and '課税留保金額'.

(16 別表三の二)

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の計算に関する明細書		連 結 年 度	結 算 年 度	法 人 名
連結留保所得金額 (別表四の二「55の②」)	1	円		円
連結法人間配当等の 当期支払額の合計額 (別表三の二付表「2」の合計額)	2			
連結法人間配当等の 当期受取額の合計額 (別表三の二付表「3」の合計額)	3			
前期末配当等の額の合計額 (別表三の二付表「4」の合計額)	4			
当期末配当等の額の合計額 (別表三の二付表「5」の合計額)	5			
連結法人税額及び 連結地方法人税額 (別表一の二「4」+「5」+「7」+「10」の 外書)-「11」-「18」+「35」-「38」-「39」)	6			
各連結法人の住民税額の合計額 (別表三の二付表「17」の合計額)	7			
当期連結留保金額 (1)+(2)-(3)+(4)-(5)-(6)-(7)	8			
連結親法人の期末資本金の額又は出資金の額	9			
同上の25%相当額	10			
期首連結利益積立金額 (別表五の二(一)「20の①」)-(4)	11			
期中増減 適格合併等により増加した連結利益積立金額	12			
適格分割型分割等により減少した連結利益積立金額	13			
期末連結利益積立金額 (11)+(12)-(13)	14			
積立金基準額 (14)-(10)	15			
定額基準額 $2,000万円 \times \frac{1}{12}$	16			
連結留保金額に対する税額の計算				
課税連結留保金額	39	円	0.00	円
年3,000万円相当額以下の金額 (39又は $3,000万円 \times \frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額	40	円	0.00	円
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (40-(39))又は(1億円 $\times \frac{1}{12}$ -(39))のいずれか少ない金額	41	円	0.00	円
年1億円相当額を超える金額 (39)-(40)	42	円	0.00	円
計 (39)+(40)+(41)+(42)	43	円	0.00	円
の10%相当額	44	円	0.00	円
の15%相当額	45	円	0.00	円
の20%相当額	46	円	0.00	円
計 (43)+(44)+(45)+(46)	47	円	0.00	円

(16 別表三の二)

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の計算に関する明細書		連 結 年 度	結 算 年 度	法 人 名
連結留保所得金額 (別表四の二「55の②」)	1	円		円
連結法人間配当等の 当期支払額の合計額 (別表三の二付表「2」の合計額)	2			
連結法人間配当等の 当期受取額の合計額 (別表三の二付表「3」の合計額)	3			
前期末配当等の額の合計額 (別表三の二付表「4」の合計額)	4			
当期末配当等の額の合計額 (別表三の二付表「5」の合計額)	5			
連結法人税額及び 連結地方法人税額 (別表一の二「4」+「5」+「7」+「10」の 外書)-「11」-「18」+「35」-「38」-「39」)	6			
各連結法人の住民税額の合計額 (別表三の二付表「17」の合計額)	7			
当期連結留保金額 (1)+(2)-(3)+(4)-(5)-(6)-(7)	8			
連結親法人の期末資本金の額又は出資金の額	9			
同上の25%相当額	10			
期首連結利益積立金額 (別表五の二(一)「20の①」)-(4)	11			
期中増減 適格合併等により増加した連結利益積立金額	12			
適格分割型分割等により減少した連結利益積立金額	13			
期末連結利益積立金額 (11)+(12)-(13)	14			
積立金基準額 (14)-(10)	15			
定額基準額 $2,000万円 \times \frac{1}{12}$	16			
連結留保金額に対する税額の計算				
課税連結留保金額	38	円	0.00	円
年3,000万円相当額以下の金額 (38又は $3,000万円 \times \frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額	39	円	0.00	円
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (39-(38))又は(1億円 $\times \frac{1}{12}$ -(38))のいずれか少ない金額	40	円	0.00	円
年1億円相当額を超える金額 (38)-(39)	41	円	0.00	円
計 (38)+(39)+(40)+(41)	42	円	0.00	円
の10%相当額	43	円	0.00	円
の15%相当額	44	円	0.00	円
の20%相当額	45	円	0.00	円
計 (42)+(43)+(44)+(45)	46	円	0.00	円

別表三の二 平二十九・四・一以後終了連結事業年度分

別表三の二 平二十八・四・二十以後終了連結事業年度分

(17 別表三の二付表)

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書		連 結 年 度	結 業 年 度	法人名	()
個別留保所得金額 (別表四の二付表「55の②」)	1	円	個別所得金額 (別表四の二付表「55の①」)	29	円
連結法人間配当等の当期支払額	2		非適格合併による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額 (別表四の二付表「44」)	30	
連結法人間配当等の当期受取額	3		外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額の個別帰属額 (別表八(二)「26」) + 別表十七(三)の四「2」のうち増せられる金額	31	
前期末配当等の額 (連結法人間配当等の額を除く。)	4		受贈益の益金不算入額 (別表四の二付表「9」)	32	
当期末配当等の額 (連結法人間配当等の額を除く。)	5		適格現物分配に係る益金不算入額 (別表四の二付表「10」)	33	
連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税及び地方法人税の減額額として増せられる金額	6		受取配当等の益金不算入額の個別帰属額 (別表八の二付表「1」)	34	
連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税及び地方法人税の増額額として増せられる金額	7		法人税額の還付金等(過額納及中間納付額に係る還付金を除く。)	35	
別表一の二(一)「5」+「7」及び「10の外書」のうち増せられる金額	8		連結欠損金等の当期控除額の個別帰属額 (別表七の二付表「19の計」+別表七の二付表「9」若しくは「21」又は別表七の二付表「10」)	36	
個別所得金額に係る連結法人税個別帰属額	9		被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額 (別表四の二付表「7」)	37	
連結親法人が中小連結親法人以外の場合 (10+19-19条の二(一)「11」のうち増せられる金額 - 19条の二(一)「11」- 19条の二(一)「11」)	10		連結中間期における繰戻しによる適用に係る損失引当金の損金算入額の個別帰属額 (別表四の二付表「43」)	38	
連結親法人が中小連結親法人の場合 (10+19-19条の二(一)「11」のうち増せられる金額 - 19条の二(一)「11」- 19条の二(一)「11」)	11		新築採掘費又は海外新鉱床探査費の特別控除額の個別帰属額 (別表十三「43」のうち増せられる金額)	39	
連結親法人が中小連結親法人の場合 (10+19-19条の二(一)「11」のうち増せられる金額 - 19条の二(一)「11」- 19条の二(一)「11」)	12		対外連結親事業者の日本帰属による収入金額に係る連結所得の損金算入額の個別帰属額 (別表十四「20」のうち増せられる金額)	40	
特定留保金の額 (10+19-19条の二(一)「11」のうち増せられる金額)	13		対外連結親事業者の日本帰属による収入金額に係る連結所得の損金算入額の個別帰属額 (別表十四「21」のうち増せられる金額)	41	
調整額(個別帰属税額)に係る控除額 ((10)又は(11)のいずれか) × 20%	14		併稱の認定法人の連結所得の特別控除額の個別帰属額 (別表十二(一)「7」又は「12」)	42	
住民税額から控除される金額 ((13)又は(14)のいずれか) × 20%	15		国家戦略特別区域における指定法人の連結所得の特別控除額の個別帰属額 (別表十二「8」のうち増せられる金額)	43	
住民税額から控除される金額 ((13)又は(14)のいずれか) × 20%	16		取用等の場合等の連結所得の特別控除額の個別帰属額 (別表十三(二)「18」+「19」+「20」のうち増せられる金額又は別表十三(二)「18」)	44	
住民税額 (10-16)	17		肉用牛の売却に係る連結所得の特別控除額の個別帰属額 (別表十六「22」のうち増せられる金額)	45	
当期留保金額個別帰属額 (1)+(4)-(10)-(17)-(18)	18		連結超過剰子額の損金算入額の個別帰属額 (別表十七(三)の二「付表一」の計)	46	
連結親法人の期末資本金の額又は出資金の額	19		個別課税対象金額等 (別表十七(三)「21」+別表十七(三)の二「22」)	47	
同上の25%相当額	20		連結所得等個別帰属額 (29-30)+(20)+(21)+(22)+(23)-(24)-(25)-(26)-(27)-(28)-(29)	48	
期首連結個別利益積立金額 (別表五の二(一)付表「25の①」)	21		留保金額個別帰属額がある連結法人の連結所得等個別帰属額の合計額 (48の金額がある連結法人の48の合計額)	49	
期中連結個別利益積立金額 (増減)	22		課税連結留保金額の計算における所得基準額 (別表三の二「34」)	50	
期末連結個別利益積立金額 (21+22-23)	23		課税連結留保金額の計算における所得基準額 (別表三の二「34」)	51	
個別帰属利益積立金額 (23-24)	24		個別所得基準額 (21 × 50 又は 50 のいずれか多い金額)	52	
留保金額個別帰属額がある連結法人の個別帰属利益積立金額の合計額 (49の金額がある連結法人の49の合計額)	25		基準個別留保金額 (52 - (28、50)又は0)	53	
課税連結留保金額の計算における積立基準額 (別表三の二「15」)	26				
個別積立金基準額 (25 × 50 又は 50 のいずれか多い金額)	27				
連結個別留保税額の計算		円			円
年3,000万円相当額以下の金額 ((53)又は(5,000万円 × $\frac{1}{100}$)のいずれか少ない金額)	54	60	の10%相当額	57	
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 ((54)-(55)又は(1億円 × $\frac{1}{100}$)のいずれか少ない金額)	55	60	の15%相当額	58	
年1億円相当額を超える金額 (55-56)	56	60	の20%相当額	59	
連結留保税額の個別帰属額の計算		円			円
連結個別留保税額 (57+58+59)	60		連結留保税額 (別表三の二「46」)	62	
各連結法人の連結個別留保税額の合計額 (各連結法人の60の合計額)	61		連結留保税額の個別帰属額 (62 × 53)	63	

(17 別表三の二付表)

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書		連 結 年 度	結 業 年 度	法人名	()
個別留保所得金額 (別表四の二付表「55の②」)	1	円	個別所得金額 (別表四の二付表「55の①」)	29	円
連結法人間配当等の当期支払額	2		非適格合併による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額 (別表四の二付表「44」)	30	
連結法人間配当等の当期受取額	3		外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額の個別帰属額 (別表八(二)「26」) + 別表十七(三)の四「2」のうち増せられる金額	31	
前期末配当等の額 (連結法人間配当等の額を除く。)	4		受贈益の益金不算入額 (別表四の二付表「9」)	32	
当期末配当等の額 (連結法人間配当等の額を除く。)	5		適格現物分配に係る益金不算入額 (別表四の二付表「10」)	33	
連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税及び地方法人税の減額額として増せられる金額	6		受取配当等の益金不算入額の個別帰属額 (別表八の二付表「1」)	34	
連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税及び地方法人税の増額額として増せられる金額	7		法人税額の還付金等(過額納及中間納付額に係る還付金を除く。)	35	
別表一の二(一)「5」+「7」及び「10の外書」のうち増せられる金額	8		連結欠損金等の当期控除額の個別帰属額 (別表七の二付表「19の計」+別表七の二付表「9」若しくは「21」又は別表七の二付表「10」)	36	
個別所得金額に係る連結法人税個別帰属額	9		被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額 (別表四の二付表「7」)	37	
連結親法人が中小連結親法人以外の場合 (10+19-19条の二(一)「11」のうち増せられる金額 - 19条の二(一)「11」- 19条の二(一)「11」)	10		連結中間期における繰戻しによる適用に係る損失引当金の損金算入額の個別帰属額 (別表四の二付表「43」)	38	
連結親法人が中小連結親法人の場合 (10+19-19条の二(一)「11」のうち増せられる金額 - 19条の二(一)「11」- 19条の二(一)「11」)	11		新築採掘費又は海外新鉱床探査費の特別控除額の個別帰属額 (別表十三「43」のうち増せられる金額)	39	
連結親法人が中小連結親法人の場合 (10+19-19条の二(一)「11」のうち増せられる金額 - 19条の二(一)「11」- 19条の二(一)「11」)	12		対外連結親事業者の日本帰属による収入金額に係る連結所得の損金算入額の個別帰属額 (別表十四「20」のうち増せられる金額)	40	
特定留保金の額 (10+19-19条の二(一)「11」のうち増せられる金額)	13		対外連結親事業者の日本帰属による収入金額に係る連結所得の損金算入額の個別帰属額 (別表十四「21」のうち増せられる金額)	41	
調整額(個別帰属税額)に係る控除額 ((10)又は(11)のいずれか) × 20%	14		併稱の認定法人の連結所得の特別控除額の個別帰属額 (別表十二(一)「7」又は「12」)	42	
住民税額から控除される金額 ((13)又は(14)のいずれか) × 20%	15		国家戦略特別区域における指定法人の連結所得の特別控除額の個別帰属額 (別表十二「8」のうち増せられる金額)	43	
住民税額から控除される金額 ((13)又は(14)のいずれか) × 20%	16		取用等の場合等の連結所得の特別控除額の個別帰属額 (別表十三(二)「18」+「19」+「20」のうち増せられる金額又は別表十三(二)「18」)	44	
住民税額 (10-16)	17		肉用牛の売却に係る連結所得の特別控除額の個別帰属額 (別表十六「22」のうち増せられる金額)	45	
当期留保金額個別帰属額 (1)+(4)-(10)-(17)-(18)	18		連結超過剰子額の損金算入額の個別帰属額 (別表十七(三)の二「付表一」の計)	46	
連結親法人の期末資本金の額又は出資金の額	19		個別課税対象金額等 (別表十七(三)「21」+別表十七(三)の二「22」)	47	
同上の25%相当額	20		連結所得等個別帰属額 (29-30)+(20)+(21)+(22)+(23)-(24)-(25)-(26)-(27)-(28)-(29)	48	
期首連結個別利益積立金額 (別表五の二(一)付表「25の①」)	21		留保金額個別帰属額がある連結法人の連結所得等個別帰属額の合計額 (48の金額がある連結法人の48の合計額)	49	
期中連結個別利益積立金額 (増減)	22		課税連結留保金額の計算における所得基準額 (別表三の二「34」)	50	
期末連結個別利益積立金額 (21+22-23)	23		課税連結留保金額の計算における所得基準額 (別表三の二「34」)	51	
個別帰属利益積立金額 (23-24)	24		個別所得基準額 (21 × 50 又は 50 のいずれか多い金額)	52	
留保金額個別帰属額がある連結法人の個別帰属利益積立金額の合計額 (49の金額がある連結法人の49の合計額)	25		基準個別留保金額 (52 - (28、50)又は0)	53	
課税連結留保金額の計算における積立基準額 (別表三の二「15」)	26				
個別積立金基準額 (25 × 50 又は 50 のいずれか多い金額)	27				
連結個別留保税額の計算		円			円
年3,000万円相当額以下の金額 ((53)又は(3,000万円 × $\frac{1}{100}$)のいずれか少ない金額)	53	60	の10%相当額	56	
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 ((54)-(55)又は(1億円 × $\frac{1}{100}$)のいずれか少ない金額)	54	60	の15%相当額	57	
年1億円相当額を超える金額 (55-56)	55	60	の20%相当額	58	
連結留保税額の個別帰属額の計算		円			円
連結個別留保税額 (57+58+59)	59		連結留保税額 (別表三の二「45」)	61	
各連結法人の連結個別留保税額の合計額 (各連結法人の59の合計額)	60		連結留保税額の個別帰属額 (61 × 53)	62	

別表三の二付表 平二十八・四・二十以後終了連結事業年度分

(18 別表六(二))

国内法人の外国税額の控除に関する明細書		事業年度等	法人名
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」	1	区 分	円
当期の法人税額 (別表一(一)「4」、別表一(二)「4」又は別表一(三)「4」)	2	その他の国外源泉所得に係る 当期利益又は当期欠損の額	円
所得金額又は欠損金額 (別表四「48の①」)	3	納付した控除対象外国法人税額	円
繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4の計」)	4	交際費等の損金不算入額	円
被合併法人等の最終の事業年度の 欠損金の損金算入額	5	貸倒引当金の戻入額	円
組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	6		円
組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	7		円
計 (3)+(4)+(5)-(6)+(7) (マイナスの場合は0)	8		円
国外事業所等帰属所得に係る所得金額 (別表六(二)付表一「25」)	9		円
その他の国外源泉所得に係る所得金額 (43の①)	10		円
(9)+(10) (マイナスの場合は0)	11	小 計	円
非課税国外所得の金額 (43の②)+別表六(二)付表一「26」 (マイナスの場合は0)	12	貸倒引当金の繰入額	円
(11)-(12) (マイナスの場合は0)	13		円
(8)×90%	14		円
調整国外所得金額 (13)と(14)のうち少ない金額	15		円
法人税の控除限度額 (2)× $\frac{15}{18}$	16		円
法第69条第1項により控除できる金額 (1)と(16)のうち少ない金額	17		円
法第69条第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)	18		円
法第69条第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)	19		円
当期に控除できる金額 (17)+(18)+(19)	20	小 計	円
		計 (21)+(32)-(42)	円

別表六(二) 平二十九・四・一以後終了事業年度等分

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書		地方 法人 税額 の 計算	円
当期の控除対象外国法人税額 (1)	44	課税標準法人税額 (2)	000
法人税の控除限度額 (16)	45	地方法人税額 (47)×4.4%	
差引控除対象外国法人税額 (44)-(45)	46	地方法人税控除限度額 (48)× $\frac{15}{18}$	
		外国税額の控除額 (46)と(49)のうち少ない金額	

(18 別表六(二))

国内法人の外国税額の控除に関する明細書		事業年度等	法人名
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」	1	区 分	円
当期の法人税額 (別表一(一)「4」、別表一(二)「4」又は別表一(三)「4」)	2	その他の国外源泉所得に係る 当期利益又は当期欠損の額	円
所得金額又は欠損金額 (別表四「47の①」)	3	納付した控除対象外国法人税額	円
繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4の計」)	4	交際費等の損金不算入額	円
被合併法人等の最終の事業年度の 欠損金の損金算入額	5	貸倒引当金の戻入額	円
組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	6		円
組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	7		円
計 (3)+(4)+(5)-(6)+(7) (マイナスの場合は0)	8		円
国外事業所等帰属所得に係る所得金額 (別表六(二)付表一「25」)	9		円
その他の国外源泉所得に係る所得金額 (43の①)	10		円
(9)+(10) (マイナスの場合は0)	11	小 計	円
非課税国外所得の金額 (43の②)+別表六(二)付表一「26」 (マイナスの場合は0)	12	貸倒引当金の繰入額	円
(11)-(12) (マイナスの場合は0)	13		円
(8)×90%	14		円
調整国外所得金額 (13)と(14)のうち少ない金額	15		円
法人税の控除限度額 (2)× $\frac{15}{18}$	16		円
法第69条第1項により控除できる金額 (1)と(16)のうち少ない金額	17		円
法第69条第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)	18		円
法第69条第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)	19		円
当期に控除できる金額 (17)+(18)+(19)	20	小 計	円
		計 (21)+(32)-(42)	円

別表六(二) 平二十八・四・一以後開始事業年度等分

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書		地方 法人 税額 の 計算	円
当期の控除対象外国法人税額 (1)	44	課税標準法人税額 (2)	000
法人税の控除限度額 (16)	45	地方法人税額 (47)×4.4%	
差引控除対象外国法人税額 (44)-(45)	46	地方法人税控除限度額 (48)× $\frac{15}{18}$	
		外国税額の控除額 (46)と(49)のうち少ない金額	

(19 別表六 (三))

外国税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額等の計算に関する明細書													
		事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()							
当期の控除余裕額、個別控除余裕額、控除限度超過額又は個別控除限度超過額の計算													
控 除 限 度 等	法人税 (別表六(二)「16」、別表六(五)の二「12」、別表六の二(二)付表「13」又は別表六の三「11」)	1	円	控除余裕額又は個別控除余裕額	国 税	(1)-(6)	7	円	控除限度超過額又は個別控除限度超過額	6-(5)	11		
	地方税法人税 (別表六(二)「49」、別表六(五)の二「47」、別表六の二(二)付表「48」、別表六の二(二)付表「50」又は別表六の三「46」)	2	円		道府県民税	((1)+(2)+(3)-(6))と(3)のうち少ない金額	8	円					
	道府県民税 (1)×3.2%又は別表六(三)付表「28の④」)	3	円		市町村民税	((5)-(6)と(4)のうち少ない金額)	9	円					
	市町村民税 (1)×9.7%又は別表六(三)付表「28の⑤」)	4	円		計	(7)+(8)+(9)	10	円					
	計 (1)+(2)+(3)+(4)	5	円										
	控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」)	6	円										
前3年以内の控除余裕額、個別控除余裕額、控除限度超過額又は個別控除限度超過額に関する明細													
事業年度又は連結事業年度	区 分	控除余裕額又は個別控除余裕額			控除限度超過額又は個別控除限度超過額			①	②	③	④	⑤	⑥
		前期繰越額又は当期発生額	当期使用額	翌期繰越額 ①-②	前期繰越額又は当期発生額	当期使用額	翌期繰越額 ④-⑤						
・	国 税	12	円	円		円	外	円					
・	道府県民税	13											
・	市町村民税	14											
・	国 税	15			円		外			円			
・	道府県民税	16											
・	市町村民税	17											
・	国 税	18					外						
・	道府県民税	19											
・	市町村民税	20											
・	国 税	21					外						
・	道府県民税	22											
・	市町村民税	23											
・	国 税	24					外						
・	道府県民税	25											
・	市町村民税	26											
・	国 税	27					外						
・	道府県民税	28											
・	市町村民税	29											
合 計	国 税	30					外						
	道府県民税	31											
	市町村民税	32											
	計 (30)+(31)+(32)	33											
当 期 分	国 税	34	(7)		(8)		外 (10)-(33の④)						
	道府県民税	35	(8)										
	市町村民税	36	(9)				(33の②)						
	計 (34)+(35)+(36)	37	(8)	(8)の②									

別表六(三) 平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

(19 別表六 (三))

外国税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額等の計算に関する明細書													
		事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()							
当期の控除余裕額、個別控除余裕額、控除限度超過額又は個別控除限度超過額の計算													
控 除 限 度 等	法人税 (別表六(二)「16」、別表六(五)の二「12」、別表六の二(二)付表「13」、別表六の二(二)付表「9」又は別表六の三「11」)	1	円	控除余裕額又は個別控除余裕額	国 税	(1)-(6)	7	円	控除限度超過額又は個別控除限度超過額	6-(5)	11		
	地方税法人税 (別表六(二)「49」、別表六(五)の二「47」、別表六の二(二)付表「48」、別表六の二(二)付表「50」又は別表六の三「46」)	2	円		道府県民税	((1)+(2)+(3)-(6))と(3)のうち少ない金額	8	円					
	道府県民税 (1)×3.2%又は別表六(三)付表「28の④」)	3	円		市町村民税	((5)-(6)と(4)のうち少ない金額)	9	円					
	市町村民税 (1)×9.7%又は別表六(三)付表「28の⑤」)	4	円		計	(7)+(8)+(9)	10	円					
	計 (1)+(2)+(3)+(4)	5	円										
	控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」)	6	円										
前3年以内の控除余裕額、個別控除余裕額、控除限度超過額又は個別控除限度超過額に関する明細													
事業年度又は連結事業年度	区 分	控除余裕額又は個別控除余裕額			控除限度超過額又は個別控除限度超過額			①	②	③	④	⑤	⑥
		前期繰越額又は当期発生額	当期使用額	翌期繰越額 ①-②	前期繰越額又は当期発生額	当期使用額	翌期繰越額 ④-⑤						
・	国 税	12	円	円		円	外	円					
・	道府県民税	13											
・	市町村民税	14											
・	国 税	15			円		外			円			
・	道府県民税	16											
・	市町村民税	17											
・	国 税	18					外						
・	道府県民税	19											
・	市町村民税	20											
・	国 税	21					外						
・	道府県民税	22											
・	市町村民税	23											
・	国 税	24					外						
・	道府県民税	25											
・	市町村民税	26											
・	国 税	27					外						
・	道府県民税	28											
・	市町村民税	29											
合 計	国 税	30					外						
	道府県民税	31											
	市町村民税	32											
	計 (30)+(31)+(32)	33											
当 期 分	国 税	34	(7)		(8)		外 (10)-(33の④)						
	道府県民税	35	(8)										
	市町村民税	36	(9)				(33の②)						
	計 (34)+(35)+(36)	37	(8)	(8)の②									

別表六(三) 平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

(20 別表六 (五の二))

(廃 止)

(20 別表六 (五の二))

事業年度等 : : 法人名

I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」)	1	区 分	①のうちの ②	
			円	円
当 期 当 期 法 人 所 得 額	2	当 期 加 算 外 算 所 得 額	17	
当期の法人税額 (別表一(一)「4」、別表一(二)「4」又は別表一(三)「4」)	2	納付した控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「7」)	18	
所得金額又は欠損金額 (別表四「47の①」)	3	交際費等の損金不算入額	19	
繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4の計」)	4	貸倒引当金の戻入額	20	
繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4の計」)	4		21	
被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額	5		22	
組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	6		23	
組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	7		24	
計 (3)+(4)+(5)-(6)+(7) (マイナスの場合は0)	8		25	
計 (3)+(4)+(5)-(6)+(7) (マイナスの場合は0)	8		26	
計 (3)+(4)+(5)-(6)+(7) (マイナスの場合は0)	8		27	
計 (3)+(4)+(5)-(6)+(7) (マイナスの場合は0)	8		28	
計 (3)+(4)+(5)-(6)+(7) (マイナスの場合は0)	8		29	
計 (3)+(4)+(5)-(6)+(7) (マイナスの場合は0)	8		30	
計 (3)+(4)+(5)-(6)+(7) (マイナスの場合は0)	8		31	
計 (3)+(4)+(5)-(6)+(7) (マイナスの場合は0)	8		32	
計 (3)+(4)+(5)-(6)+(7) (マイナスの場合は0)	8		33	
計 (3)+(4)+(5)-(6)+(7) (マイナスの場合は0)	8		34	
計 (3)+(4)+(5)-(6)+(7) (マイナスの場合は0)	8		35	
計 (3)+(4)+(5)-(6)+(7) (マイナスの場合は0)	8		36	
計 (3)+(4)+(5)-(6)+(7) (マイナスの場合は0)	8		37	
計 (3)+(4)+(5)-(6)+(7) (マイナスの場合は0)	8		38	
計 (3)+(4)+(5)-(6)+(7) (マイナスの場合は0)	8		39	
計 (3)+(4)+(5)-(6)+(7) (マイナスの場合は0)	8		40	
計 (3)+(4)+(5)-(6)+(7) (マイナスの場合は0)	8		41	
計 (3)+(4)+(5)-(6)+(7) (マイナスの場合は0)	8		42	
計 (3)+(4)+(5)-(6)+(7) (マイナスの場合は0)	8		43	
計 (3)+(4)+(5)-(6)+(7) (マイナスの場合は0)	8		44	
計 (3)+(4)+(5)-(6)+(7) (マイナスの場合は0)	8		45	
計 (3)+(4)+(5)-(6)+(7) (マイナスの場合は0)	8		46	
計 (3)+(4)+(5)-(6)+(7) (マイナスの場合は0)	8		47	
計 (3)+(4)+(5)-(6)+(7) (マイナスの場合は0)	8		48	

別表六五の二
平二十八・四・一以後終了事業年度等分

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

当期の控除対象外国法人税額 (1)	42	地方法人税額の計算 課税標準法人税額 (2)	45	000
法人税の控除限度額 (12)	43	地方法人税額 (45)×4.4%	46	
差引控除対象外国法人税額 (42)-(43)	44	地方法人税控除限度額 (46)×(11) (8)	47	
		外国税額の控除額 (44)と(47)のうち少ない金額	48	

(21 別表六の二(二))

連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書		連結事業年度等	法人名	別表六の二(二) 平二十九・四・一以後終了連結事業年度等分	
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書					
当期の連結の控除限度額の計算額	当期の連結法人税額 (別表一の二(一)「4」、別表一の二(二)「4」又は別表一の二(三)「4」)	1	円	国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額 (各連結法人の別表六(二)付表「25」の合計)	8
	連結所得金額又は連結欠損金額 (別表四の二「55」の①)	2	円	その他の国外源泉所得に係る連結所得の金額 (各連結法人の別表六(二)付表「43」の①の合計)	9
	連結欠損金の当期控除額 (別表七の二「3」の計)	3	円	(8)+(9) (マイナスの場合は0)	10
	被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額 (別表四の二「7」の①)	4	円	非課税国外所得の金額 (各連結法人の別表六(二)付表「26」の合計)+(各連結法人の別表六(二)付表「43」の②の合計) (マイナスの場合は0)	11
	連結組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	5	円	(10)-(11) (マイナスの場合は0)	12
	連結組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	6	円	(7)×90%	13
	計 (2)+(3)+(4)-(5)+(6) (マイナスの場合は0)	7	円	調整連結国外所得金額 (12)と(13)のうち少ない金額	14
				連結控除限度額 $(1) \times \frac{(14)}{(7)}$	15
				当期に控除できる金額 (各連結法人の別表六(二)付表「17」の合計)	16

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

地方法人税額の計算		課税標準法人税額 (1)	17	円	000	地方法人税控除限度額 $(18) \times \frac{(14)}{(7)}$	19	円
地方法人税額	(17)×4.4%	18				外国税額の控除額 (各連結法人の別表六(二)付表「49」の合計)	20	

(21 別表六の二(二))

連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書		連結事業年度等	法人名	別表六の二(二) 平二十八・四・一以後開始連結事業年度等分	
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書					
当期の連結の控除限度額の計算額	当期の連結法人税額 (別表一の二(一)「4」、別表一の二(二)「4」又は別表一の二(三)「4」)	1	円	国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額 (各連結法人の別表六(二)付表「25」の合計)	8
	連結所得金額又は連結欠損金額 (別表四の二「55」の①)	2	円	その他の国外源泉所得に係る連結所得の金額 (各連結法人の別表六(二)付表「43」の①の合計)	9
	連結欠損金の当期控除額 (別表七の二「3」の計)	3	円	(8)+(9) (マイナスの場合は0)	10
	被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額 (別表四の二「7」の①)	4	円	非課税国外所得の金額 (各連結法人の別表六(二)付表「26」の合計)+(各連結法人の別表六(二)付表「43」の②の合計) (マイナスの場合は0)	11
	連結組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	5	円	(10)-(11) (マイナスの場合は0)	12
	連結組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	6	円	(7)×90%	13
	計 (2)+(3)+(4)-(5)+(6) (マイナスの場合は0)	7	円	調整連結国外所得金額 (12)と(13)のうち少ない金額	14
				連結控除限度額 $(1) \times \frac{(14)}{(7)}$	15
				当期に控除できる金額 (各連結法人の別表六(二)付表「17」の合計)	16

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

地方法人税額の計算		課税標準法人税額 (1)	17	円	000	地方法人税控除限度額 $(18) \times \frac{(14)}{(7)}$	19	円
地方法人税額	(17)×4.4%	18				外国税額の控除額 (各連結法人の別表六(二)付表「49」の合計)	20	

(23 別表六の二 (二の二))

(廃止)

(23 別表六の二 (二の二))

連 結 事 業 年 度 等		法人名	
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当 期 の 連 結 所 得 金 額 の 控 除 限 度 額	当期の連結法人税額 (別表一の二(一)「4」、別表一の二(二)「4」 又は別表一の二(三)「4」)	1	円
	連結所得金額又は連結欠損金額 (別表四の二「55」の①)	2	
	連結欠損金の当期控除額 (別表七の二「3」の計)	3	
	被合併法人等の最終の事業 年度の欠損金の損金算入額 (別表四の二「7」の①)	4	
	連結組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	5	
	連結組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	6	
	計 (2)+(3)+(4)-(5)+(6) (マイナスの場合は0)	7	
	連結国外所得の金額 (41) (マイナスの場合は0)	8	
	(7) × 90%	9	
	連結国外所得金額 ((8)と(9)のうち少ない金額)	10	
	連結控除限度額 (1) × $\frac{(10)}{(7)}$ と (1)のうち少ない金額	11	
	当期に控除できる金額 (各連結法人の別表六の二(二の二)付表「3」の合計)	12	
II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
課税標準法人税額 (1)	42	円	0.00
地方法人税額 (42) × 4.4%	43		
地方法人税控除限度額 (43) × $\frac{(10)}{(7)}$	44		
外国税額の控除額 (各連結法人の別表六の二(二の二)付表「5」の合計)	45		

別表六の二(二の二) 平二十八・四・一以後終了連結事業年度等分

(24 別表六の二 (二の二) 付表)

(廃 止)

(24 別表六の二 (二の二) 付表)

各連結法人の外国税額の控除に関する明細書		連 結 業 年 度 等	法人名	別表六の二(二)の二付表 平二十八・四・一以後終了連結事業年度等分	
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書					
当期の個別控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二「21」)	1	円	区 分	国外所得対応分 ①	①のうち 非課税所得分 ②
当期の連結控除限度額 (別表六(二)の二「11」)	2		当 期	15 国外の当期利益又は当期欠損の額	
個別国外所得の金額 (45) (マイナスの場合は0)	3		加	16 納付した新規控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二「7」)	
連結国外所得の金額 (別表六(二)の二「8」)	4		の	17 交際費等の損金不算入額の個別帰属額	
連結国外所得金額 (別表六(二)の二「10」)	5		個 別	18 貸倒引当金の戻入額	
$(5) \times \frac{(3)}{(4)}$	6		算	19	
個別国外所得金額 (3)と(6)のうち少ない金額	7		外	20	
各連結法人の個別国外所得金額の合計額 (各連結法人の(7)の合計)	8		所 得	21	
連結控除限度個別帰属額 $(2) \times \frac{(7)}{(8)}$	9		減	22	
法第81条の15第1項により控除できる金額 (1)と(9)のうち少ない金額	10		の	23	
法第81条の15第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)	11		金	24	
法第81条の15第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)	12		額	25	
計 (10)+(11)+(12)	13		算	26	
個 別 帰 属 額 (13)	14		の	27	
			計	28	
			算	29 小 計	
				30 貸倒引当金の繰入額	
				31	
				32	
				33	
				34	
				35	
				36	
				37	
				38	
				39	
				40	
				41	
				42 小 計	
				43 戻 計 (15)+(29)-(42)	
				44 非課税国外所得の控除額 (43の②) (マイナスの場合は0)	
				45 個別国外所得の金額 (43)-(44)	
II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書					
当期の個別控除対象 外国法人税額 (1)	46	円	地 方 法 人 税 控 除 限 度 額 (別表六(二)の二「44」)	49	円
連結控除限度個別帰属額 (9)	47		地 方 法 人 税 の 控 除 限 度 個 別 帰 属 額 (49) × $\frac{(7)}{(8)}$	50	
差引個別控除対象外国法人税額 (46)-(47)	48		控 除 で き る 金 額 (48)と(50)のうち少ない金額	51	

前

正

改

(27 別表十八の二)

法人税法第八十一条の十九第一項の規定による予定申告書
地方税法第十六条第一項の規定による予定申告書

(税務署提出用)

納税地 (電話番号 _____)

(フリガナ) _____


法人名 _____

法人番号 _____

(フリガナ) _____

代表者
代表者
代表者
住所 _____

税理士
署名押印 _____

 税務署長殿		年月日	年月日
連続グループ 整理番号	連続グループ 整理番号	前連結事業年度等 法人税額の計算	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 地方法人税額の計算
通 信 日 付 印	通 信 日 付 印	確定印	確定印
この申告前額 この申告前額 この申告前額 この申告前額 この申告前額 この申告前額 この申告前額 この申告前額	この申告前額 この申告前額 この申告前額 この申告前額 この申告前額 この申告前額 この申告前額 この申告前額	この申告前額 この申告前額 この申告前額 この申告前額 この申告前額 この申告前額 この申告前額 この申告前額	この申告前額 この申告前額 この申告前額 この申告前額 この申告前額 この申告前額 この申告前額 この申告前額
前連結事業年度の法人税額	前連結事業年度の法人税額	前連結事業年度の法人税額	前連結事業年度の法人税額
修正・更正・決定の年月日	修正・更正・決定の年月日	修正・更正・決定の年月日	修正・更正・決定の年月日
法人税額	法人税額	法人税額	法人税額
差引法人税額	差引法人税額	差引法人税額	差引法人税額
同様の計算	同様の計算	同様の計算	同様の計算
納付すべき法人税額	納付すべき法人税額	納付すべき法人税額	納付すべき法人税額

別表十八の二 平二十八・七・一以後提出分

後

正

改

(27 別表十八の二)

法人税法第八十一条の十九第一項の規定による予定申告書
地方税法第十六条第一項の規定による予定申告書

(税務署提出用)

納税地 (電話番号 _____)

(フリガナ) _____


法人名 _____

法人番号 _____

(フリガナ) _____

代表者
代表者
代表者
住所 _____

税理士
署名押印 _____

 税務署長殿		年月日	年月日
連続グループ 整理番号	連続グループ 整理番号	前連結事業年度等 法人税額の計算	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 地方法人税額の計算
通 信 日 付 印	通 信 日 付 印	確定印	確定印
この申告前額 この申告前額 この申告前額 この申告前額 この申告前額 この申告前額 この申告前額 この申告前額	この申告前額 この申告前額 この申告前額 この申告前額 この申告前額 この申告前額 この申告前額 この申告前額	この申告前額 この申告前額 この申告前額 この申告前額 この申告前額 この申告前額 この申告前額 この申告前額	この申告前額 この申告前額 この申告前額 この申告前額 この申告前額 この申告前額 この申告前額 この申告前額
前連結事業年度の法人税額	前連結事業年度の法人税額	前連結事業年度の法人税額	前連結事業年度の法人税額
修正・更正・決定の年月日	修正・更正・決定の年月日	修正・更正・決定の年月日	修正・更正・決定の年月日
法人税額	法人税額	法人税額	法人税額
差引法人税額	差引法人税額	差引法人税額	差引法人税額
同様の計算	同様の計算	同様の計算	同様の計算
納付すべき法人税額	納付すべき法人税額	納付すべき法人税額	納付すべき法人税額

別表十八の二 平二十九・四・一以後提出分

改 正 後

(28 別表十八の二付表一)

連結中間納付額の調整計算に関する明細書		連結事業年度等	法人名
I 法人税に係る連結中間納付額の調整計算に関する明細書			
前連結事業年度の法人税額	法人税額	1	円
同上のうち土地譲渡税額等及びリース特別控除取戻税額	仮計 (4)+(9) (マイナスの場合は0)	10	円
差引法人税額 (1)-(2)	前期の連結加入法人に係る加算調整額 (別表十八の二付表二「12」)	11	
前期実績基準額 (別表十八の二付表二「4」)又は(3)× $\frac{6}{10}$	当期の連結加入法人に係る加算調整額 (別表十八の二付表二「16」)	12	
連結法人に係る調整額の計算	連結納税の承認の取消しによる加算調整額 (別表十八の二付表二「7」)	13	
	前期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額 (別表十八の二付表三「8」)	14	
	当期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額 (別表十八の二付表三「16」)	15	
	連結納税の承認の取消しによる減算調整額 (別表十八の二付表二「8」)	16	
	連結法人に係る調整額の合計 (5)+(6)+(7)-(8)	17	
納付すべき法人税額 (10)+(16)	17		

別表十八の二付表一 平二十九・四・一以後提出分

II 地方法人税に係る連結中間納付額の調整計算に関する明細書

地方法人税額		連結事業年度の地方法人税額	法人名
II 地方法人税に係る連結中間納付額の調整計算に関する明細書			
前連結事業年度の地方法人税額	地方法人税額	18	円
同上のうち土地譲渡税額等及びリース特別控除取戻税額に係る金額	仮計 (21)+(26) (マイナスの場合は0)	27	円
差引地方法人税額 (18)-(19)	前期の連結加入法人に係る加算調整額 (別表十八の二付表二「32」)	28	
前期実績基準額 (別表十八の二付表二「24」)又は(20)× $\frac{6}{10}$	当期の連結加入法人に係る加算調整額 (別表十八の二付表二「36」)	29	
連結離脱及び連結内合併等に係る調整額の計算	連結納税の承認の取消しによる加算調整額 (別表十八の二付表二「27」)	30	
	前期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額 (別表十八の二付表三「24」)	31	
	当期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額 (別表十八の二付表三「32」)	32	
	連結納税の承認の取消しによる減算調整額 (別表十八の二付表二「28」)	33	
	連結離脱及び連結内合併等に係る調整額の合計額 (22)+(23)+(24)-(25)	34	
納付すべき地方法人税額 (27)+(33)	34		

法 0301-1800-02-付1

改 正 前

(28 別表十八の二付表一)

連結中間納付額の調整計算に関する明細書		連結事業年度等	法人名
I 法人税に係る連結中間納付額の調整計算に関する明細書			
前連結事業年度の法人税額	法人税額	1	円
同上のうち土地譲渡税額等及びリース特別控除取戻税額	仮計 (4)+(9) (マイナスの場合は0)	10	円
差引法人税額 (1)-(2)	前期の連結加入法人に係る加算調整額 (別表十八の二付表二「12」)	11	
前期実績基準額 (別表十八の二付表二「4」)又は(3)× $\frac{6}{10}$	当期の連結加入法人に係る加算調整額 (別表十八の二付表二「16」)	12	
連結法人に係る調整額の計算	連結納税の承認の取消しによる加算調整額 (別表十八の二付表二「7」)	13	
	前期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額 (別表十八の二付表三「8」)	14	
	当期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額 (別表十八の二付表三「16」)	15	
	連結納税の承認の取消しによる減算調整額 (別表十八の二付表二「8」)	16	
	連結法人に係る調整額の合計 (5)+(6)+(7)-(8)	17	
納付すべき法人税額 (10)+(16)	17		

別表十八の二付表一 平二十八・四・一以後提出分

II 地方法人税に係る連結中間納付額の調整計算に関する明細書

地方法人税額		前連結事業年度の地方法人税額	法人名
II 地方法人税に係る連結中間納付額の調整計算に関する明細書			
前連結事業年度の地方法人税額	地方法人税額	18	円
同上のうち土地譲渡税額等及びリース特別控除取戻税額に係る金額	仮計 (21)+(26) (マイナスの場合は0)	27	円
差引地方法人税額 (18)-(19)	前期の連結加入法人に係る加算調整額 (別表十八の二付表二「32」)	28	
前期実績基準額 (別表十八の二付表二「24」)又は(20)× $\frac{6}{10}$	当期の連結加入法人に係る加算調整額 (別表十八の二付表二「36」)	29	
連結離脱及び連結内合併等に係る調整額の計算	連結納税の承認の取消しによる加算調整額 (別表十八の二付表二「27」)	30	
	前期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額 (別表十八の二付表三「24」)	31	
	当期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額 (別表十八の二付表三「32」)	32	
	連結納税の承認の取消しによる減算調整額 (別表十八の二付表二「28」)	33	
	連結離脱及び連結内合併等に係る調整額の合計額 (22)+(23)+(24)-(25)	34	
納付すべき地方法人税額 (27)+(33)	34		

法 0301-1800-02-付1

(29 別表十八の二付表二)

I 法人税に関する明細書					
最初の連結事業年度の前期実績基準相当額の計算					
連結法人名	前事業年度又は前連結事業年度	左の月数	確定法人税額又は連結法人税個別帰属支払額	左の月数換算額	
				$\frac{(2)}{(1)} \times 6$	
	平 . . .	月	円	円	
	平 . . .				
	平 . . .				
	平 . . .				
	平 . . .				
	平 . . .				
最初の連結事業年度の前期実績基準相当額 (3)の合計	4				
連結納税の承認の取消しによる調整額の計算					
承認を取り消された法人の名称	取消事由の区分	左の事由の生じた日	前期の連結法人税個別帰属受取額	前期の連結法人税個別帰属支払額	
				5	
	連結内合併	平 . . .		円	
	残余財産確定	平 . . .			
	その他	平 . . .	円		
	その他	平 . . .			
連結納税の承認の取消しによる加算調整額 (5)の合計×6 前期の月数	7				
連結納税の承認の取消しによる減算調整額 (6)の合計×6 前期の月数	8				
前期に連結完全支配関係を有することとなった連結加入法人に係る加算調整額の計算					
連結加入法人名	連結加入日	直前の事業年度又は連結事業年度	左の月数	連結加入法人の確定法人税額等	調 整 額
					$\frac{(10)}{(9)} \times \frac{\text{連結加入日から連結加入日の前日までの期間の月数}}{\text{前期の月数}} \times 6$
	平 . . .	平 . . .	月	円	円
	平 . . .	平 . . .			
前期の連結加入法人に係る加算調整額 (11)の合計	12				
当期に連結完全支配関係を有することとなった連結加入法人に係る加算調整額の計算					
連結加入法人名	連結加入日	直前の事業年度又は連結事業年度	左の月数	連結加入法人の確定法人税額等	調 整 額
					$\frac{(14)}{(13)} \times \frac{\text{連結加入日から当期開始の日以後6月を経過した日の前日までの期間の月数}}{\text{前期の月数}}$
	平 . . .	平 . . .	月	円	円
	平 . . .	平 . . .			
当期の連結加入法人に係る加算調整額 (15)の合計	16				
最初の連結事業年度の連結親法人を設立した適格合併による加算調整額の計算					
被合併法人名	直前の事業年度又は連結事業年度	左の月数	被合併法人の確定法人税額等	調 整 額	
				$\frac{(18)}{(17)} \times 6$	
	平 . . .	月	円	円	
	平 . . .				
最初の連結事業年度の連結親法人を設立した適格合併による加算調整額 (19)の合計	20				

別表十八の二付表二 平二十九・四・一以後提出分

(29 別表十八の二付表二)

I 法人税に関する明細書					
最初の連結事業年度の前期実績基準相当額の計算					
連結法人名	前事業年度又は前連結事業年度	左の月数	確定法人税額又は連結法人税個別帰属支払額	左の月数換算額	
				$\frac{(2)}{(1)} \times 6$	
	平 . . .	月	円	円	
	平 . . .				
	平 . . .				
	平 . . .				
	平 . . .				
	平 . . .				
最初の連結事業年度の前期実績基準相当額 (3)の合計	4				
連結納税の承認の取消しによる調整額の計算					
承認を取り消された法人の名称	取消事由の区分	左の事由の生じた日	前期の連結法人税個別帰属受取額	前期の連結法人税個別帰属支払額	
				5	
	連結内合併	平 . . .		円	
	残余財産確定	平 . . .			
	その他	平 . . .	円		
	その他	平 . . .			
連結納税の承認の取消しによる加算調整額 (5)の合計×6 前期の月数	7				
連結納税の承認の取消しによる減算調整額 (6)の合計×6 前期の月数	8				
前期に連結完全支配関係を有することとなった連結加入法人に係る加算調整額の計算					
連結加入法人名	連結加入日	直前の事業年度又は連結事業年度	左の月数	連結加入法人の確定法人税額等	調 整 額
					$\frac{(10)}{(9)} \times \frac{\text{前期開始の日から連結加入日の前日までの期間の月数}}{\text{前期の月数}} \times 6$
	平 . . .	平 . . .	月	円	円
	平 . . .	平 . . .			
前期の連結加入法人に係る加算調整額 (11)の合計	12				
当期に連結完全支配関係を有することとなった連結加入法人に係る加算調整額の計算					
連結加入法人名	連結加入日	直前の事業年度又は連結事業年度	左の月数	連結加入法人の確定法人税額等	調 整 額
					$\frac{(14)}{(13)} \times \frac{\text{連結加入日から当期開始の日以後6月を経過した日の前日までの期間の月数}}{\text{前期の月数}}$
	平 . . .	平 . . .	月	円	円
	平 . . .	平 . . .			
当期の連結加入法人に係る加算調整額 (15)の合計	16				
最初の連結事業年度の連結親法人を設立した適格合併による加算調整額の計算					
被合併法人名	直前の事業年度又は連結事業年度	左の月数	被合併法人の確定法人税額等	調 整 額	
				$\frac{(18)}{(17)} \times 6$	
	平 . . .	月	円	円	
	平 . . .				
最初の連結事業年度の連結親法人を設立した適格合併による加算調整額 (19)の合計	20				

別表十八の二付表二 平二十八・四・一以後提出分

改 正 後

(30 別表十八の二付表二 (次葉))

II 地方法人税に関する明細書

最初の連結事業年度の前期実績基準相当額の計算

連結法人名	前課税事業年度	左の月数	単体地方法人税額又は連結地方法人税個別帰属支払額		左の月数換算額 $\frac{(22)}{(21)} \times 6$ (23)
			21	22	
	平 . . .	月		円	円
	平 . . .				
	平 . . .				
	平 . . .				
	平 . . .				
	平 . . .				
最初の連結事業年度の前期実績基準相当額 (23)の合計	24				

連結納税の承認の取消しによる調整額の計算

承認を取り消された法人の名称	取消事由の区分	左の事由の生じた日	前課税事業年度の連結地方法人税個別帰属受取額		前課税事業年度の連結地方法人税個別帰属支払額
			25	26	
	連結内合併	平 . . .			円
	残余財産確定	平 . . .			
	その他	平 . . .		円	
	その他	平 . . .			
連結納税の承認の取消しによる加算調整額 (25)の合計×6 前期の月数	27				
連結納税の承認の取消しによる減算調整額 (26)の合計×6 前期の月数	28				

前期に連結完全支配関係を有することとなった連結加入法人に係る加算調整額の計算

連結加入法人名	連結加入日	直前の課税事業年度	左の月数	連結加入法人確定地方法人税額等	調 整 額	
					$\frac{30}{29} \times$	$\frac{31}{29} \times$
		平 . . .	月	円		円
		平 . . .				
		平 . . .				
前期の連結加入法人に係る加算調整額 (31)の合計	32					

当期に連結完全支配関係を有することとなった連結加入法人に係る加算調整額の計算

連結加入法人名	連結加入日	直前の課税事業年度	左の月数	連結加入法人確定地方法人税額等	調 整 額	
					$\frac{34}{33} \times$	$\frac{35}{33} \times$
		平 . . .	月	円		円
		平 . . .				
		平 . . .				
当期の連結加入法人に係る加算調整額 (35)の合計	36					

別表十八の二付表二(次葉) 平二十九・四・一以後提出分

改 正 前

(30 別表十八の二付表二 (次葉))

II 地方法人税に関する明細書

最初の連結事業年度の前期実績基準相当額の計算

連結法人名	前課税事業年度	左の月数	単体地方法人税額又は連結地方法人税個別帰属支払額		左の月数換算額 $\frac{(22)}{(21)} \times 6$ (23)
			21	22	
	平 . . .	月		円	円
	平 . . .				
	平 . . .				
	平 . . .				
	平 . . .				
	平 . . .				
最初の連結事業年度の前期実績基準相当額 (23)の合計	24				

連結納税の承認の取消しによる調整額の計算

承認を取り消された法人の名称	取消事由の区分	左の事由の生じた日	前課税事業年度の連結地方法人税個別帰属受取額		前課税事業年度の連結地方法人税個別帰属支払額
			25	26	
	連結内合併	平 . . .			円
	残余財産確定	平 . . .			
	その他	平 . . .		円	
	その他	平 . . .			
連結納税の承認の取消しによる加算調整額 (25)の合計×6 前期の月数	27				
連結納税の承認の取消しによる減算調整額 (26)の合計×6 前期の月数	28				

前期に連結完全支配関係を有することとなった連結加入法人に係る加算調整額の計算

連結加入法人名	連結加入日	直前の課税事業年度	左の月数	連結加入法人確定地方法人税額等	調 整 額	
					$\frac{30}{29} \times$	$\frac{31}{29} \times$
		平 . . .	月	円		円
		平 . . .				
		平 . . .				
前期の連結加入法人に係る加算調整額 (31)の合計	32					

当期に連結完全支配関係を有することとなった連結加入法人に係る加算調整額の計算

連結加入法人名	連結加入日	直前の課税事業年度	左の月数	連結加入法人確定地方法人税額等	調 整 額	
					$\frac{34}{33} \times$	$\frac{35}{33} \times$
		平 . . .	月	円		円
		平 . . .				
		平 . . .				
当期の連結加入法人に係る加算調整額 (35)の合計	36					

別表十八の二付表二(次葉) 平二十八・四・一以後提出分

(31 別表十八の二付表三)

I 法人税に関する明細書					
前期の連結子法人以外の法人を被合併法人とする適格合併による加算調整額の計算					
被合併法人名	合併の日	直前の事業年度 又は連結事業年度	左の 月数	被合併法人の 確定法人税額等	調 整 額 $\frac{(2)}{(1)} \times \frac{\text{前期開始の日から合併の日の前日までの期間の月数}}{\text{前期の月数}} \times 6$
			1	2	3
	平 . .	平 . . 平 . .	月	円	円
	平 . .	平 . . 平 . .			
前期の連結子法人以外の法人を被合併法人とする適格合併による加算調整額 (3)の合計	4				
前期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額の計算					
被合併法人等名	合併の日又は残余財産確定の日	最終事業年度	左の 月数	被合併法人等の 確定法人税額等	調 整 額 $\frac{(6)}{(5)} \times \frac{\text{前期開始の日から合併の日又は残余財産確定の日までの期間の月数}}{\text{前期の月数}} \times 6$
			5	6	7
	平 . .	平 . . 平 . .	月	円	円
	平 . .	平 . . 平 . .			
前期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額 (7)の合計	8				
当期の連結子法人以外の法人を被合併法人とする適格合併による加算調整額の計算					
被合併法人名	合併の日	直前の事業年度 又は連結事業年度	左の 月数	被合併法人の 確定法人税額等	調 整 額 $\frac{(10)}{(9)} \times \frac{\text{合併の日から当期開始の日までの期間の月数}}{\text{合併の日以後6月を経過した日の前日までの期間の月数}}$
			9	10	11
	平 . .	平 . . 平 . .	月	円	円
	平 . .	平 . . 平 . .			
当期の連結子法人以外の法人を被合併法人とする適格合併による加算調整額 (11)の合計	12				
当期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額の計算					
被合併法人等名	合併の日又は残余財産確定の日	最終事業年度	左の 月数	被合併法人等の 確定法人税額等	調 整 額 $\frac{(14)}{(13)} \times \frac{\text{合併の日又は残余財産確定の日の翌日から当期開始の日までの期間の月数}}{\text{合併の日以後6月を経過した日の前日までの期間の月数}}$
			13	14	15
	平 . .	平 . . 平 . .	月	円	円
	平 . .	平 . . 平 . .			
当期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額 (15)の合計	16				

別表十八の二付表三 平二十九・四・一以後提出分

(31 別表十八の二付表三)

I 法人税に関する明細書					
前期の連結子法人以外の法人を被合併法人とする適格合併による加算調整額の計算					
被合併法人名	合併の日	直前の事業年度 又は連結事業年度	左の 月数	被合併法人の 確定法人税額等	調 整 額 $\frac{(2)}{(1)} \times \frac{\text{前期開始の日から合併の日の前日までの期間の月数}}{\text{前期の月数}} \times 6$
			1	2	3
	平 . .	平 . . 平 . .	月	円	円
	平 . .	平 . . 平 . .			
前期の連結子法人以外の法人を被合併法人とする適格合併による加算調整額 (3)の合計	4				
前期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額の計算					
被合併法人等名	合併の日又は残余財産確定の日	最終事業年度	左の 月数	被合併法人等の 確定法人税額等	調 整 額 $\frac{(6)}{(5)} \times \frac{\text{前期開始の日から合併の日又は残余財産確定の日までの期間の月数}}{\text{前期の月数}} \times 6$
			5	6	7
	平 . .	平 . . 平 . .	月	円	円
	平 . .	平 . . 平 . .			
前期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額 (7)の合計	8				
当期の連結子法人以外の法人を被合併法人とする適格合併による加算調整額の計算					
被合併法人名	合併の日	直前の事業年度 又は連結事業年度	左の 月数	被合併法人の 確定法人税額等	調 整 額 $\frac{(10)}{(9)} \times \frac{\text{合併の日から当期開始の日までの期間の月数}}{\text{合併の日以後6月を経過した日の前日までの期間の月数}}$
			9	10	11
	平 . .	平 . . 平 . .	月	円	円
	平 . .	平 . . 平 . .			
当期の連結子法人以外の法人を被合併法人とする適格合併による加算調整額 (11)の合計	12				
当期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額の計算					
被合併法人等名	合併の日又は残余財産確定の日	最終事業年度	左の 月数	被合併法人等の 確定法人税額等	調 整 額 $\frac{(14)}{(13)} \times \frac{\text{合併の日又は残余財産確定の日の翌日から当期開始の日までの期間の月数}}{\text{合併の日以後6月を経過した日の前日までの期間の月数}}$
			13	14	15
	平 . .	平 . . 平 . .	月	円	円
	平 . .	平 . . 平 . .			
当期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額 (15)の合計	16				

別表十八の二付表三 平二十八・四・一以後提出分

(32 別表十八の二付表三 (次葉))

II 地方法人税に関する明細書

前期の適格合併のうち連結内合併及び新設合併に該当しないものによる加算調整額の計算					
被合併法人名	合併の日	直前の課税事業年度	左の月数	被合併法人確定地方法人税額等	調整額 $\frac{(18)}{(17)} \times \frac{\text{前期開始の日から合併の日までの期間の月数}}{\text{前期の月数}} \times 6$
			17		
	平 . .	平 . .	月	円	円
	平 . .	平 . .			
前期の適格合併のうち連結内合併及び新設合併に該当しないものによる加算調整額 (19)の合計	20				
前期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額の計算					
被合併法人等名	合併の日又は残余財産確定の日	最終課税事業年度	左の月数	被合併法人等確定地方法人税額等	調整額 $\frac{(22)}{(21)} \times \frac{\text{前期開始の日から合併の日又は残余財産確定の日までの期間の月数}}{\text{前期の月数}} \times 6$
			21		
	平 . .	平 . .	月	円	円
	平 . .	平 . .			
前期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額 (23)の合計	24				
当期の適格合併のうち連結内合併及び新設合併に該当しないものによる加算調整額の計算					
被合併法人名	合併の日	直前の課税事業年度	左の月数	被合併法人確定地方法人税額等	調整額 $\frac{(26)}{(25)} \times \left[\frac{\text{合併の日から当期開始の日までの期間の月数}}{\text{合併の日以後6月を経過した日までの期間の月数}} \right]$
			25		
	平 . .	平 . .	月	円	円
	平 . .	平 . .			
当期の適格合併のうち連結内合併及び新設合併に該当しないものによる加算調整額 (27)の合計	28				
当期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額の計算					
被合併法人等名	合併の日又は残余財産確定の日	最終課税事業年度	左の月数	被合併法人等確定地方法人税額等	調整額 $\frac{(30)}{(29)} \times \left[\frac{\text{合併の日又は残余財産確定の日から当期開始の日までの期間の月数}}{\text{合併の日以後6月を経過した日までの期間の月数}} \right]$
			29		
	平 . .	平 . .	月	円	円
	平 . .	平 . .			
当期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額 (31)の合計	32				
新設適格合併による加算調整額の計算					
被合併法人名	直前の課税事業年度		左の月数	被合併法人確定地方法人税額等	調整額 $\frac{(34)}{(33)} \times 6$
	平 . .	平 . .	月	円	円
	平 . .	平 . .			
新設適格合併による加算調整額 (35)の合計	36				

別表十八の二付表三(次葉) 平二十九・四・一以後提出分

(32 別表十八の二付表三 (次葉))

II 地方法人税に関する明細書

前期の適格合併のうち連結内合併及び新設合併に該当しないものによる加算調整額の計算					
被合併法人名	合併の日	直前の課税事業年度	左の月数	被合併法人確定地方法人税額等	調整額 $\frac{(18)}{(17)} \times \frac{\text{前期開始の日から合併の日までの期間の月数}}{\text{前期の月数}} \times 6$
			17		
	平 . .	平 . .	月	円	円
	平 . .	平 . .			
前期の適格合併のうち連結内合併及び新設合併に該当しないものによる加算調整額 (19)の合計	20				
前期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額の計算					
被合併法人等名	合併の日又は残余財産確定の日	最終課税事業年度	左の月数	被合併法人等確定地方法人税額等	調整額 $\frac{(22)}{(21)} \times \frac{\text{前期開始の日から合併の日又は残余財産確定の日までの期間の月数}}{\text{前期の月数}} \times 6$
			21		
	平 . .	平 . .	月	円	円
	平 . .	平 . .			
前期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額 (23)の合計	24				
当期の適格合併のうち連結内合併及び新設合併に該当しないものによる加算調整額の計算					
被合併法人名	合併の日	直前の課税事業年度	左の月数	被合併法人確定地方法人税額等	調整額 $\frac{(26)}{(25)} \times \left[\frac{\text{合併の日から当期開始の日までの期間の月数}}{\text{合併の日以後6月を経過した日までの期間の月数}} \right]$
			25		
	平 . .	平 . .	月	円	円
	平 . .	平 . .			
当期の適格合併のうち連結内合併及び新設合併に該当しないものによる加算調整額 (27)の合計	28				
当期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額の計算					
被合併法人等名	合併の日又は残余財産確定の日	最終課税事業年度	左の月数	被合併法人等確定地方法人税額等	調整額 $\frac{(30)}{(29)} \times \left[\frac{\text{合併の日又は残余財産確定の日から当期開始の日までの期間の月数}}{\text{合併の日以後6月を経過した日までの期間の月数}} \right]$
			29		
	平 . .	平 . .	月	円	円
	平 . .	平 . .			
当期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額 (31)の合計	32				
新設適格合併による加算調整額の計算					
被合併法人名	直前の課税事業年度		左の月数	被合併法人確定地方法人税額等	調整額 $\frac{(34)}{(33)} \times 6$
	平 . .	平 . .	月	円	円
	平 . .	平 . .			
新設適格合併による加算調整額 (35)の合計	36				

別表十八の二付表三(次葉) 平二十八・四・一以後提出分

前

正

改

(33 別表十八の三)

(税務署提出用)

法人税法第百四十四条の三第一項又は第二項の規定による予定申告書
 地方法人税法第十六条第一項の規定による予定申告書

納税地 (電話番号 _____)

本店又は主任の事務所所在地 (フリカガ) _____

法人名 _____

法人番号 _____

(フリカガ) _____

代表者 (フリカガ) _____

事業責任者 (フリカガ) _____

自署押印

税理士 (フリカガ) _____

署名押印

年月日		年月日	年月日
整理番号		前事業年度等	地方法人税額の計算
法人税額の計算		修正・更正・決定の年月日	修正・更正・決定の年月日
平成	年	月	日
平成	年	月	日
通	信	日	付
年	月	日	印
確定印	確定印	確定印	確定印
この申告前 の法人税額	この申告前 の法人税額	この申告前 の法人税額	この申告前 の法人税額
この申告する より増加する 法人税額	この申告する より増加する 法人税額	この申告する より増加する 法人税額	この申告する より増加する 法人税額
この申告前の 地方法人税額	この申告前の 地方法人税額	この申告前の 地方法人税額	この申告前の 地方法人税額
この申告する より増加する 地方法人税額	この申告する より増加する 地方法人税額	この申告する より増加する 地方法人税額	この申告する より増加する 地方法人税額
前事業年度 の法人税額	前事業年度 の法人税額	前事業年度 の法人税額	前事業年度 の法人税額
同士のうち 土壌還元 特別 控除及び 取戻税額	同士のうち 土壌還元 特別 控除及び 取戻税額	同士のうち 土壌還元 特別 控除及び 取戻税額	同士のうち 土壌還元 特別 控除及び 取戻税額
差引法人税額	差引法人税額	差引法人税額	差引法人税額
月数換算 同上の税額	月数換算 同上の税額	月数換算 同上の税額	月数換算 同上の税額
納付すべき法人税額 円	納付すべき法人税額 円	納付すべき法人税額 円	納付すべき法人税額 円

別表十八の三

後

正

改

(33 別表十八の三)

(税務署提出用)

法人税法第百四十四条の三第一項又は第二項の規定による予定申告書
 地方法人税法第十六条第一項の規定による予定申告書

納税地 (電話番号 _____)

本店又は主任の事務所所在地 (フリカガ) _____

法人名 _____

法人番号 _____

(フリカガ) _____

代表者 (フリカガ) _____

事業責任者 (フリカガ) _____

自署押印

税理士 (フリカガ) _____

署名押印

年月日		年月日	年月日
整理番号		前事業年度等	地方法人税額の計算
法人税額の計算		修正・更正・決定の年月日	修正・更正・決定の年月日
平成	年	月	日
平成	年	月	日
通	信	日	付
年	月	日	印
確定印	確定印	確定印	確定印
この申告前 の法人税額	この申告前 の法人税額	この申告前 の法人税額	この申告前 の法人税額
この申告する より増加する 法人税額	この申告する より増加する 法人税額	この申告する より増加する 法人税額	この申告する より増加する 法人税額
この申告前の 地方法人税額	この申告前の 地方法人税額	この申告前の 地方法人税額	この申告前の 地方法人税額
この申告する より増加する 地方法人税額	この申告する より増加する 地方法人税額	この申告する より増加する 地方法人税額	この申告する より増加する 地方法人税額
前事業年度 の法人税額	前事業年度 の法人税額	前事業年度 の法人税額	前事業年度 の法人税額
同士のうち 土壌還元 特別 控除及び 取戻税額	同士のうち 土壌還元 特別 控除及び 取戻税額	同士のうち 土壌還元 特別 控除及び 取戻税額	同士のうち 土壌還元 特別 控除及び 取戻税額
差引法人税額	差引法人税額	差引法人税額	差引法人税額
月数換算 同上の税額	月数換算 同上の税額	月数換算 同上の税額	月数換算 同上の税額
納付すべき法人税額 円	納付すべき法人税額 円	納付すべき法人税額 円	納付すべき法人税額 円

別表十八の三

(34 別表十九)

平成 年 月 日 税務署長殿		納税地 電話() -	事業種目	青色申告 一連番号
法人名	法人番号	代表者 自署押印	代表者 住所	整理番号
代表者 自署押印	代表者 住所	旧納税地 及び 旧法人名等	納税地	事業年度 (至)
代表者 住所	代表者 住所	旧納税地 及び 旧法人名等	納税地	売上金額
代表者 住所	代表者 住所	旧納税地 及び 旧法人名等	納税地	申告年月日
代表者 住所	代表者 住所	旧納税地 及び 旧法人名等	納税地	申告年月日

別表十九 退職年金業務等を行う法人の分…平成二十八年・四・一以後終了事業年度等分

平成 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
 平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書
 (中間申告の場合 平成 年 月 日 の計算期間 平成 年 月 日)

この申告書による法人税額の計算

退職年金等積立金額 (2)+(3)+(4)+(5)+(6) +(7)+(8)+(9)+(10)	1	十位 百万 千 円	15	分割法人等の引継ぎ前の退職年金等積立金額	15	十位 百万 千 円
確定給付年金資産管理運用契約分	2		16	(15)の 12 相当額	16	
確定給付年金基金資産運用契約分	3		17	分割承継法人等への引継ぎ後の退職年金等積立金額	17	
確定拠出年金資産管理運用契約分	4		18	(17)の 12 相当額	18	
個人型年金に係る分	5		19	課税退職年金等積立金額 (16)+(18)	19	
退職等年金給付に係る分	6		20	合併法人等の退職年金等積立金額	20	
勤労者財産形成給付契約分	7		21	(20)の 12 相当額	21	
勤労者財産形成基金給付契約分	8		22	合併法人等から引き継いだ退職年金等積立金額	22	
厚生年金基金契約分	9		23	(22)の 12 相当額	23	
適格退職年金契約分	10		24	課税退職年金等積立金額 (21)+(23)	24	
課税退職年金等積立金額 (1) × 12	11		25	この申告が修正申告である場合	25	
法人税額 (001),(09)22(24)の1%相当額	12		26	課税退職年金等積立金額	26	
中間申告分の法人税額	13		27	分割等により引継ぎをした場合の課税退職年金等積立金額	27	
差引この申告により納付すべき法人税額 (12) - (13)	14		28	合併等により引継ぎを受けた場合の課税退職年金等積立金額	28	
			29	この申告により納付すべき法人税額 (14)-(28)	29	
			30		30	

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準法人税額 (12)	31	十位 百万 千 円	35	この申告前の課税標準法人税額	35	十位 百万 千 円
地方法人税額 (31) × 4.4%	32		36	確定地方法人税額	36	
中間申告分の地方法人税額	33		37	この申告により納付すべき地方法人税額 (34)-(36)	37	
差引確定地方法人税額 (32)-(33) (中間申告の場合はその税額)	34					

法 0301-1900

税 理 士 署名押印

(34 別表十九)

平成 年 月 日 税務署長殿		納税地 電話() -	事業種目	青色申告 一連番号
法人名	法人番号	代表者 自署押印	代表者 住所	整理番号
代表者 自署押印	代表者 住所	旧納税地 及び 旧法人名等	納税地	事業年度 (至)
代表者 住所	代表者 住所	旧納税地 及び 旧法人名等	納税地	売上金額
代表者 住所	代表者 住所	旧納税地 及び 旧法人名等	納税地	申告年月日
代表者 住所	代表者 住所	旧納税地 及び 旧法人名等	納税地	申告年月日

別表十九 退職年金業務等を行う法人の分…平成二十八年・四・一以後終了事業年度等分(平成二十八年・一・一以後開始事業年度等用)

平成 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
 平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書
 (中間申告の場合 平成 年 月 日 の計算期間 平成 年 月 日)

この申告書による法人税額の計算

退職年金等積立金額 (2)+(3)+(4)+(5)+(6) +(7)+(8)+(9)+(10)	1	十位 百万 千 円	15	分割法人等の引継ぎ前の退職年金等積立金額	15	十位 百万 千 円
確定給付年金資産管理運用契約分	2		16	(15)の 12 相当額	16	
確定給付年金基金資産運用契約分	3		17	分割承継法人等への引継ぎ後の退職年金等積立金額	17	
確定拠出年金資産管理運用契約分	4		18	(17)の 12 相当額	18	
個人型年金に係る分	5		19	課税退職年金等積立金額 (16)+(18)	19	
退職等年金給付に係る分	6		20	合併法人等の退職年金等積立金額	20	
勤労者財産形成給付契約分	7		21	(20)の 12 相当額	21	
勤労者財産形成基金給付契約分	8		22	合併法人等から引き継いだ退職年金等積立金額	22	
厚生年金基金契約分	9		23	(22)の 12 相当額	23	
適格退職年金契約分	10		24	課税退職年金等積立金額 (21)+(23)	24	
課税退職年金等積立金額 (1) × 12	11		25	この申告が修正申告である場合	25	
法人税額 (011),(09)22(24)の1%相当額	12		26	課税退職年金等積立金額	26	
中間申告分の法人税額	13		27	分割等により引継ぎをした場合の課税退職年金等積立金額	27	
差引この申告により納付すべき法人税額 (12) - (13)	14		28	合併等により引継ぎを受けた場合の課税退職年金等積立金額	28	
			29	この申告により納付すべき法人税額 (14)-(28)	29	
			30		30	

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準法人税額 (12)	31	十位 百万 千 円	35	この申告前の課税標準法人税額	35	十位 百万 千 円
地方法人税額 (31) × 4.4%	32		36	確定地方法人税額	36	
中間申告分の地方法人税額	33		37	この申告により納付すべき地方法人税額 (34)-(36)	37	
差引確定地方法人税額 (32)-(33) (中間申告の場合はその税額)	34					

法 0301-1900

税 理 士 署名押印